

泊発電所 3号炉審査資料	
資料番号	SA44 r. 4.0
提出年月日	令和4年8月31日

## 泊発電所 3号炉

### 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備)

#### 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を 未臨界にするための設備【44条】

令和4年8月  
北海道電力株式会社

## 目次

1. 基本的な設計方針
  1. 1. 耐震性・耐津波性
    1. 1. 1. 発電用原子炉施設の位置【38条】
    1. 1. 2. 耐震設計の基本方針【39条】
    1. 1. 3. 津波による損傷の防止【40条】
  1. 2. 火災による損傷の防止【41条】
  1. 3. 重大事故等対処設備【43条】
    1. 3. 1. 多様性、位置的分散、悪影響防止等【43条1-五、43条2-二・三、43条3-三・五・七】
    1. 3. 2. 容量等【43条2-一、43条3-一】
    1. 3. 3. 環境条件等【43条1-一・六、43条3-四】
    1. 3. 4. 操作性及び試験・検査性【43条1-二・三・四、43条3-二・六】
2. 個別機能の設計方針【今回提出】
  2. 1. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】
  2. 2. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】
  2. 3. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】
  2. 4. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】
  2. 5. 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】
  2. 6. 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】
  2. 7. 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】
  2. 8. 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】
  2. 9. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】
  2. 10. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】
  2. 11. 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】
  2. 12. 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】
  2. 13. 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備【56条】
  2. 14. 電源設備【57条】
  2. 15. 計装設備【58条】
  2. 16. 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備【59条】
  2. 17. 監視測定設備【60条】

2. 18. 緊急時対策所【61条】
2. 19. 通信連絡を行うために必要な設備【62条】
2. 20. 1次冷却設備
2. 21. 原子炉格納施設
2. 22. 燃料貯蔵施設
2. 23. 非常用取水設備
2. 24. 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く）

## 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】

(緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)

第四十四条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。

(解釈)

- 1 第44条に規定する「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」とは、発電用原子炉が緊急停止していなければならぬ状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合のことをいう。
- 2 第44条に規定する「発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。

(1) BWR

- a センサー出力から最終的な作動装置の入力までの原子炉スクラム系統から独立した代替反応度制御棒挿入回路(ARI)を整備すること。
- b 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を制御するため、原子炉冷却材再循環ポンプを自動で停止させる装置を整備すること。
- c 十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入設備(SLCS)を整備すること。

(2) PWR

- a 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を抑制するため、補助給水系ポンプを自動的に起動させる設備及び蒸気タービンを自動で停止させる設備を整備すること。
- b 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」には、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備による十分な量のほう酸水注入を実施する設備を整備すること。

## 2.1.1 適合方針

### 概要

運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「ATWS」という。）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備を設置する。

### 設備の目的

緊急停止失敗時に原子炉を未臨界に移行するための設備のうち、原子炉を未臨界とするための設備として以下の重大事故等対処設備（手動による原子炉緊急停止及びほう酸水注入）を設ける。また、1次冷却系統の過圧防止及び原子炉出力を抑制するための設備として以下の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動））を設ける。

#### (1) フロントライン系故障時に用いる設備

##### a. 手動による原子炉緊急停止

###### (44-1) 機能喪失 ・ 使用機器

原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（手動による原子炉緊急停止）として、原子炉トリップスイッチを使用する。

原子炉トリップスイッチは、手動による原子炉緊急停止ができる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・原子炉トリップスイッチ

その他、反応度制御設備の制御棒クラスタ及び原子炉保護設備の原子炉トリップ遮断器を重大事故等対処設備として使用する。

##### b. 原子炉出力抑制（自動）

###### (44-2) 機能喪失 ・ 使用機器

原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤又は原子炉トリップ遮断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制（自動））として、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備），主蒸気設備の主蒸気隔離弁，主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁，給水設備の電動補助給水ポンプ，タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット並びに1次冷却設備の蒸気発生器，加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁を使用する。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、作動信号によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1次系から2次系への除熱を過渡的に悪化させることで原子炉冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制できる設計とする。また、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、補助給水ピットを水源とする電動補助給

水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを自動起動させ、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却系統の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）
- ・主蒸気隔離弁
- ・主蒸気逃がし弁
- ・主蒸気安全弁
- ・電動補助給水ポンプ
- ・タービン動補助給水ポンプ
- ・補助給水ピット
- ・蒸気発生器
- ・加圧器逃がし弁
- ・加圧器安全弁

主蒸気設備を構成する主蒸気管並びに1次冷却設備の1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、主蒸気逃がし弁、電動補助給水ポンプ及び加圧器逃がし弁の電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

### c. 原子炉出力抑制（手動）

(44-3)  
機能喪失  
・  
使用機器

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動作動しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制（手動））として、主蒸気設備の主蒸気隔離弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁、給水設備の電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット並びに1次冷却設備の蒸気発生器、加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁を使用する。

中央制御室での操作により、手動で主蒸気隔離弁を閉止することで原子炉出力を抑制するとともに、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを手動で起動し、補助給水を確保することで蒸気発生器水位の低下を抑制し、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却系統の過圧を防止できる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・主蒸気隔離弁
- ・主蒸気逃がし弁
- ・主蒸気安全弁
- ・電動補助給水ポンプ
- ・タービン動補助給水ポンプ

- ・補助給水ピット
- ・蒸気発生器
- ・加圧器逃がし弁
- ・加圧器安全弁

主蒸気設備を構成する主蒸気管並びに1次冷却設備の1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、主蒸気逃がし弁、電動補助給水ポンプ及び加圧器逃がし弁の電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

#### d. ほう酸水注入

(44-4)  
機能喪失  
・  
使用機器

制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器又は原子炉安全保護盤の故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、ほう酸タンク及び充てんポンプを使用する。

ほう酸タンクを水源としたほう酸ポンプは、緊急ほう酸注入弁を介して充てんポンプにより炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・ほう酸ポンプ
- ・緊急ほう酸注入弁
- ・ほう酸タンク
- ・充てんポンプ

化学体積制御設備を構成するほう酸フィルタ及び再生熱交換器並びに1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁及び充てんポンプの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

(44-5)  
機能喪失  
・  
使用機器

ほう酸ポンプが故障により使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、化学体積制御設備の充てんポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。

燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・充てんポンプ
- ・燃料取替用水ピット

化学体積制御設備を構成する再生熱交換器並びに1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路

に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、充てんポンプの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

さらに、充てんポンプが使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、非常用炉心冷却設備の高圧注入ポンプ、燃料取替用水ピット及びほう酸注入タンクを使用する。

燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。

具体的な設備は、以下のとおりとする。

- ・高圧注入ポンプ
- ・燃料取替用水ピット
- ・ほう酸注入タンク

1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管は、設計基準事故対処設備の一部を流路として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。その他、高圧注入ポンプの電源として使用するディーゼル発電機を重大事故等対処設備として使用する。

制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器、ディーゼル発電機及び流路として使用する1次冷却設備は、設計基準事故対処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、多様性、位置的分散等を考慮すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、多様性、位置的分散等以外の重大事故等対処設備としての設計を行う。

ディーゼル発電機については「2.14 電源設備【57条】」、流路として使用する1次冷却設備の蒸気発生器、1次冷却材ポンプ、原子炉容器、加圧器、1次冷却材管及び加圧器サージ管については「2.20 1次冷却設備」に記載する。

### 2.1.1.1 多様性、位置的分散

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

原子炉トリップスイッチを使用した手動による原子炉緊急停止は、原子炉安全保護盤からの信号による原子炉トリップに対して、手動操作により原子炉トリップできることで、多様性を持つ設計とする。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）を使用した原子炉出力抑制（自動）は、原子炉保護設備の作動に必要なプロセス計装と部分的に設備を共用するが、原子炉保護設備から電気的・物理的に分離することで原子炉保護設備と同時に機能喪失しない設計とする。

また、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、主蒸気管及び蒸気発生器は、原子炉トリップ遮断器及び原子炉安全保護盤と共に要因によって同時に機能を損なわれないよう、それぞれ原理の異なる原子炉出力抑制方法を用いることで多様性を持つ設計とする。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、原子炉保護設備から電気的・物理的に分離して独立した盤として設置することで、位置的分散を図る設計とする。

主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、主蒸気管及び蒸気発生器を使用した原子炉出力抑制（手動）は、原子炉補助建屋内の原子炉安全保護盤と異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

ほう酸ポンプ、ほう酸タンク、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットを使用したほう酸水注入は、制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器及び原子炉安全保護盤を使用した原子炉出力抑制に対して多様性を持つ設計とする。ほう酸タンク、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットは、原子炉建屋内の原子炉トリップ遮断器、原子炉補助建屋内の原子炉安全保護盤及び原子炉格納容器内の制御棒クラスタと異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

### 2.1.1.2 悪影響防止

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

手動による原子炉緊急停止に使用する原子炉トリップスイッチは、独立して信号を発信することができる設計とする。また、原子炉トリップスイッチ、原子炉トリップ遮断器及び制御棒クラスタは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

原子炉出力抑制（自動）に使用する共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、原子炉トリップ信号が原子炉安全保護盤より正常に発信した場合は、不必要的信号の発信を阻止できることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）に使用する主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、主蒸気管及び蒸気発生器は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

ほう酸水注入に使用するほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、ほう酸タンク、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸フィルタ、再生熱交換器、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

## 2.1.2 容量等

基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。

緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備として使用する共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）は、重大事故等時に「蒸気発生器水位低」の原子炉トリップ信号の計装誤差を考慮して確実に作動する設計とする。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）の作動による主蒸気隔離弁の閉止に伴う1次冷却系統の過圧のピークを抑えるために使用する加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁は、設計基準事故対処設備の1次冷却系統の過圧防止機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の放出流量が、主蒸気隔離弁の閉止による1次冷却系統の過圧防止に必要な放出流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。また、その後の1次冷却系統を安定させるために使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁及び蒸気発生器は、設計基準事故対処設備の蒸気発生器2次側による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、主蒸気隔離弁の閉止による1次冷却系統の過圧防止に必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

原子炉トリップに失敗した場合における原子炉を未臨界状態へ移行するためにほう酸水を炉心注入する設備として使用するほう酸タンク、ほう酸ポンプ、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットは、設計基準事故時のほう酸水を1次系に注水する機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注入流量、タンク容量及びピット容量が、原子炉トリップ失敗の場合に原子炉を未臨界状態とするために必要な注入流量、タンク容量及びピット容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

設備仕様については、第6.8.1表に示す。

## 2.1.3 環境条件等

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

原子炉トリップスイッチは、重大事故等時における中央制御室内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室で可能な設計とする。

制御棒クラスタ、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、蒸気発生器及び再生熱交換器は、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。加圧器逃がし弁の操作は中央制御室で可能な設計とする。

原子炉トリップ遮断器、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、燃料取替用水ピット及び補助給水ピットは、重大事故等時における原子炉建屋内の環境条件を考慮した設計とする。主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプの操作は中央制御室で可能な設計とする。

主蒸気管は、重大事故等時における原子炉格納容器内及び原子炉建屋内の環境条件を考慮した設計とする。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、ATWS緩和機能に加え、同一筐体内に安全保護系のディジタル計算機の共通要因故障対策の機能を有しているが、これらの回路は、それぞれハードウェアのみでシステムを構築した回路とすることにより、他機能からの影響を考慮した設計とする。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸タンク、ほう酸フィルタ及びほう酸注入タンクは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ及び高圧注入ポンプの操作は中央制御室から可能な設計とする。

## 2.1.4 操作性及び試験・検査性について

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

### (1) 操作性の確保

原子炉トリップスイッチ、原子炉トリップ遮断器及び制御棒クラスタを使用した手動による原子炉緊急停止を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。原子炉トリップスイッチは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）を使用した原子炉出力抑制（自動）を行う系統は、重大事故等時に共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）から自動で信号を発信する設計とする。

主蒸気隔離弁、補助給水ピット、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、主蒸気管及び蒸気発生器を使用した原子炉出力抑制（自動）及び原子炉出力抑制（手動）を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、加圧器逃がし弁及び主蒸気逃がし弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。

ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、ほう酸タンク、充てんポンプ、ほう酸フィルタ及び再生熱交換器を使用したほう酸水注入を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁及び充てんポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。

充てんポンプ、燃料取替用水ピット及び再生熱交換器を使用したほう酸水注入を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。充てんポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。

高圧注入ポンプ、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットを使用したほう酸水注入を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。

## (2) 試験・検査

手動による原子炉緊急停止に使用する原子炉トリップスイッチは、機能・性能の確認が可能なように、手動操作による原子炉トリップ遮断器の動作確認ができる設計とする。

手動による原子炉緊急停止に使用する制御棒クラスタは、機能・性能の確認が可能なように、動作確認ができる設計とする。

手動による原子炉緊急停止に使用する原子炉トリップ遮断器は、機能・性能の確認が可能なように、試験装置を接続し動作の確認ができる設計とする。

原子炉出力抑制（自動）に使用する共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、運転中に機能・性能の確認が可能なように、模擬入力によるロジック回路動作確認が可能な設計とする。この場合、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系統の不必要的動作が発生しない設計とする。また、特性の確認が可能なように、模擬入力による校正及び設定値確認ができる設計とする。

原子炉出力抑制に使用する系統（主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、蒸気発生器及び主蒸気管）及びほう酸水注入に使用する系統（ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、ほう酸タンク、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸フィルタ、再生熱交換器、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピット）は、他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。

主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ及び高圧注入ポンプは、分解が可能な設計とする。

補助給水ピット及び燃料取替用水ピットは、内部の確認が可能なようにアクセスドアを設ける設計とする。

ほう酸タンク、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットは、ほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。

補助給水ピットは、有効水量が確認できる設計とする。

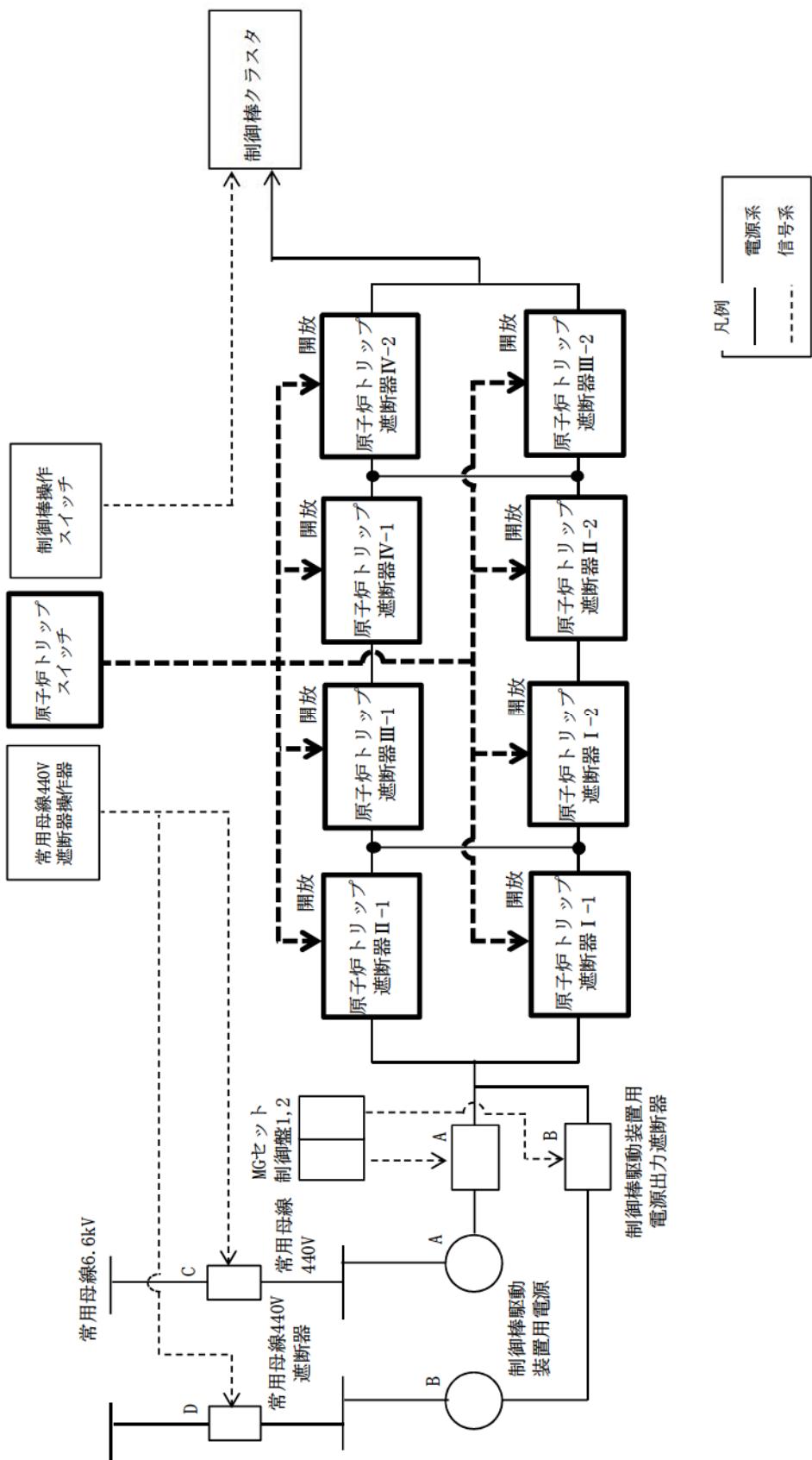
蒸気発生器、ほう酸タンク及びほう酸注入タンクは、内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。

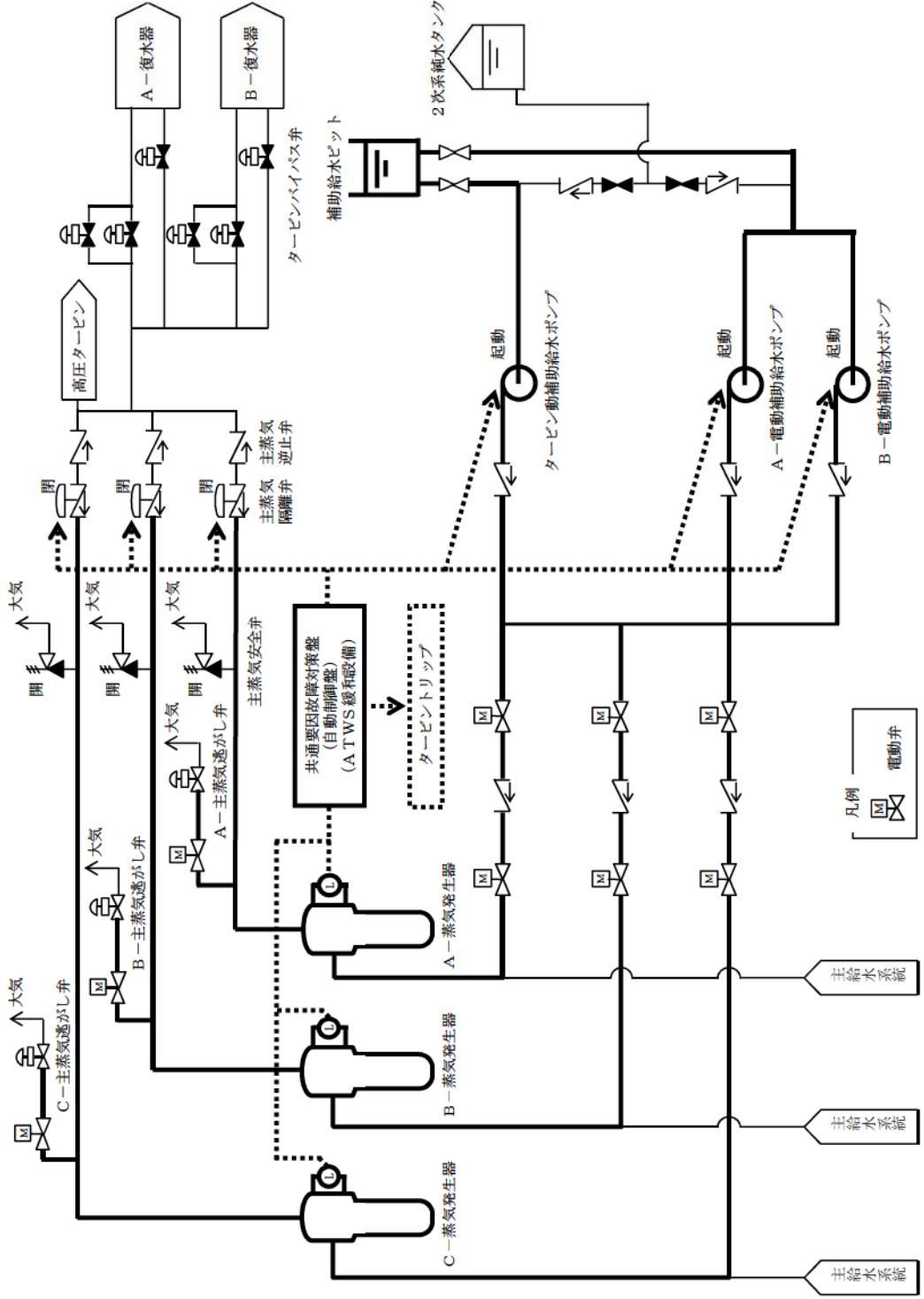
ほう酸フィルタは、差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。

蒸気発生器は、伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。

再生熱交換器は、応力腐食割れ対策、伝熱管の摩耗対策により健全性が確保でき、開放が不要な設計であることから、外観の確認が可能な設計とする。

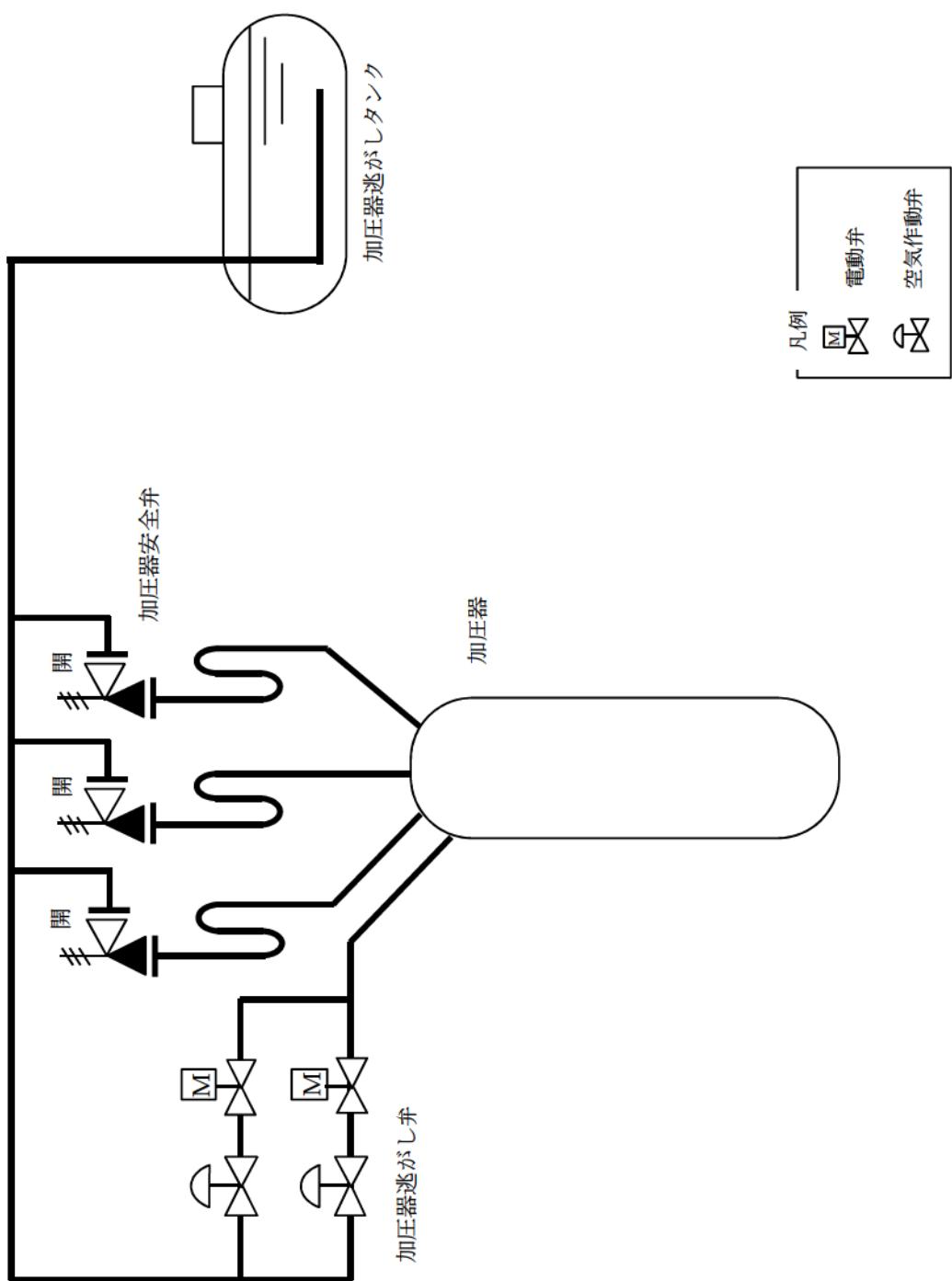
第6.8.1図 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図（1）（手動による原子炉緊急停止）

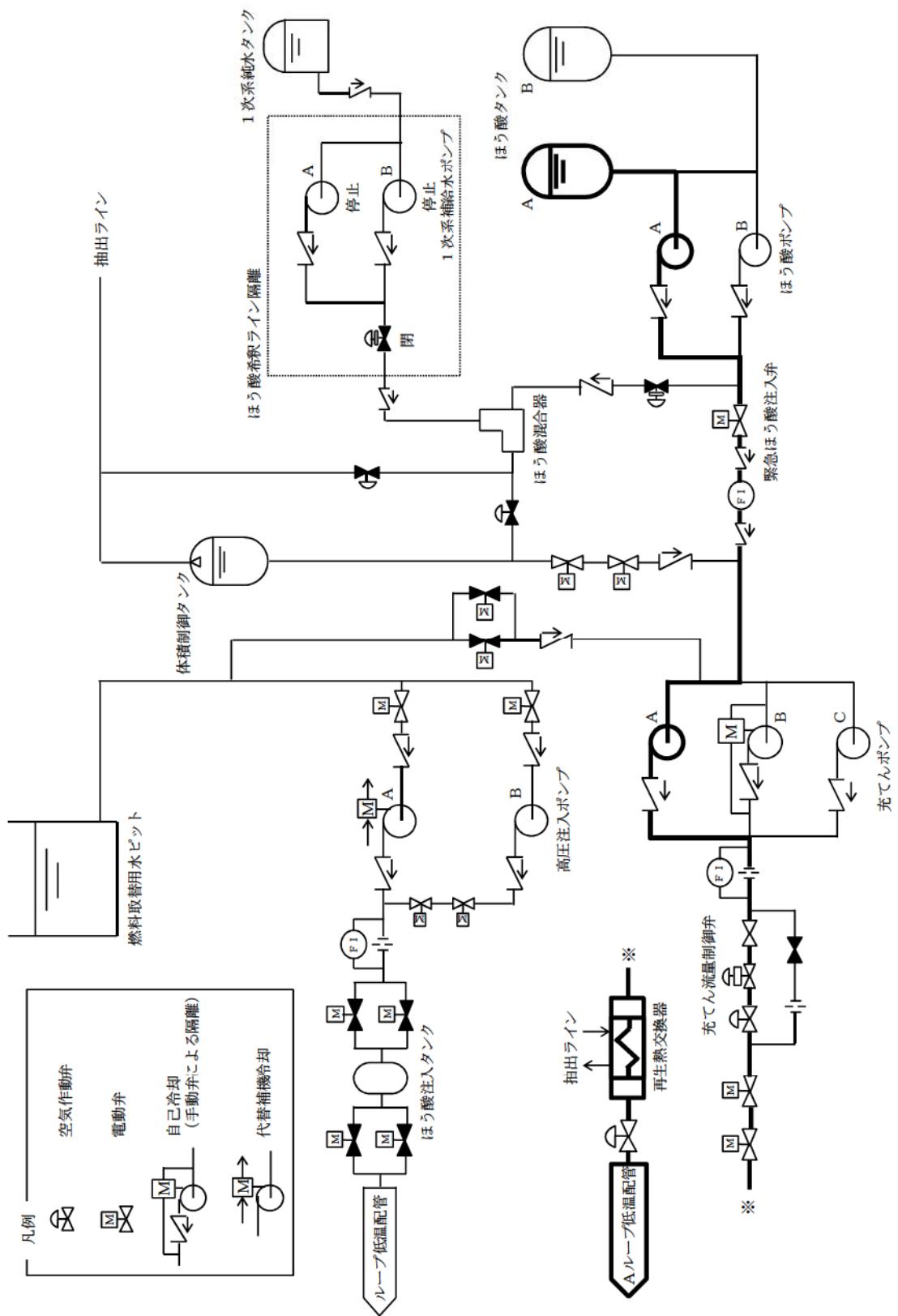




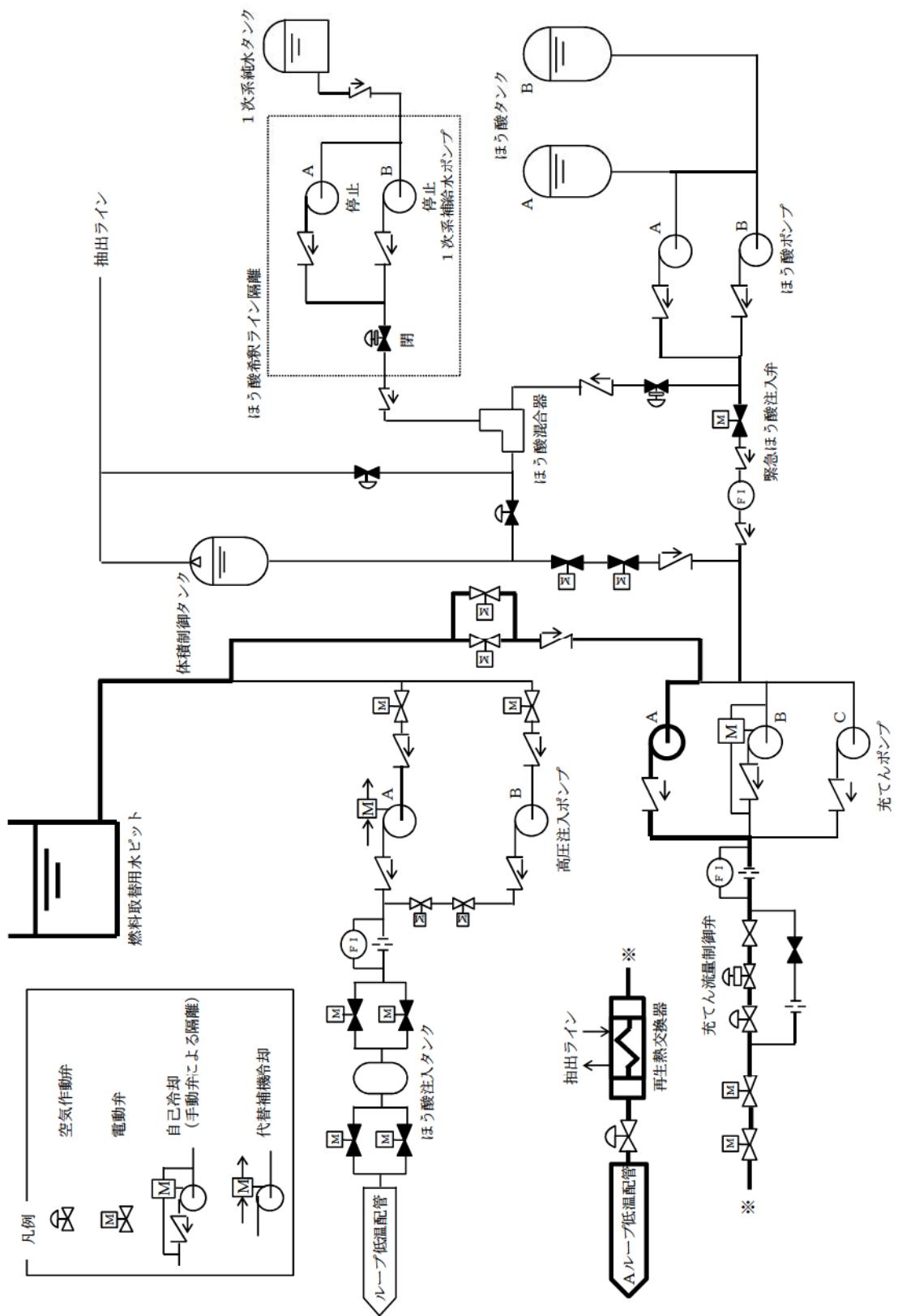
第6.8.2図 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図 (2) (原子炉出力抑制)

第 6.8.3 図 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図 (3) (原子炉出力抑制)

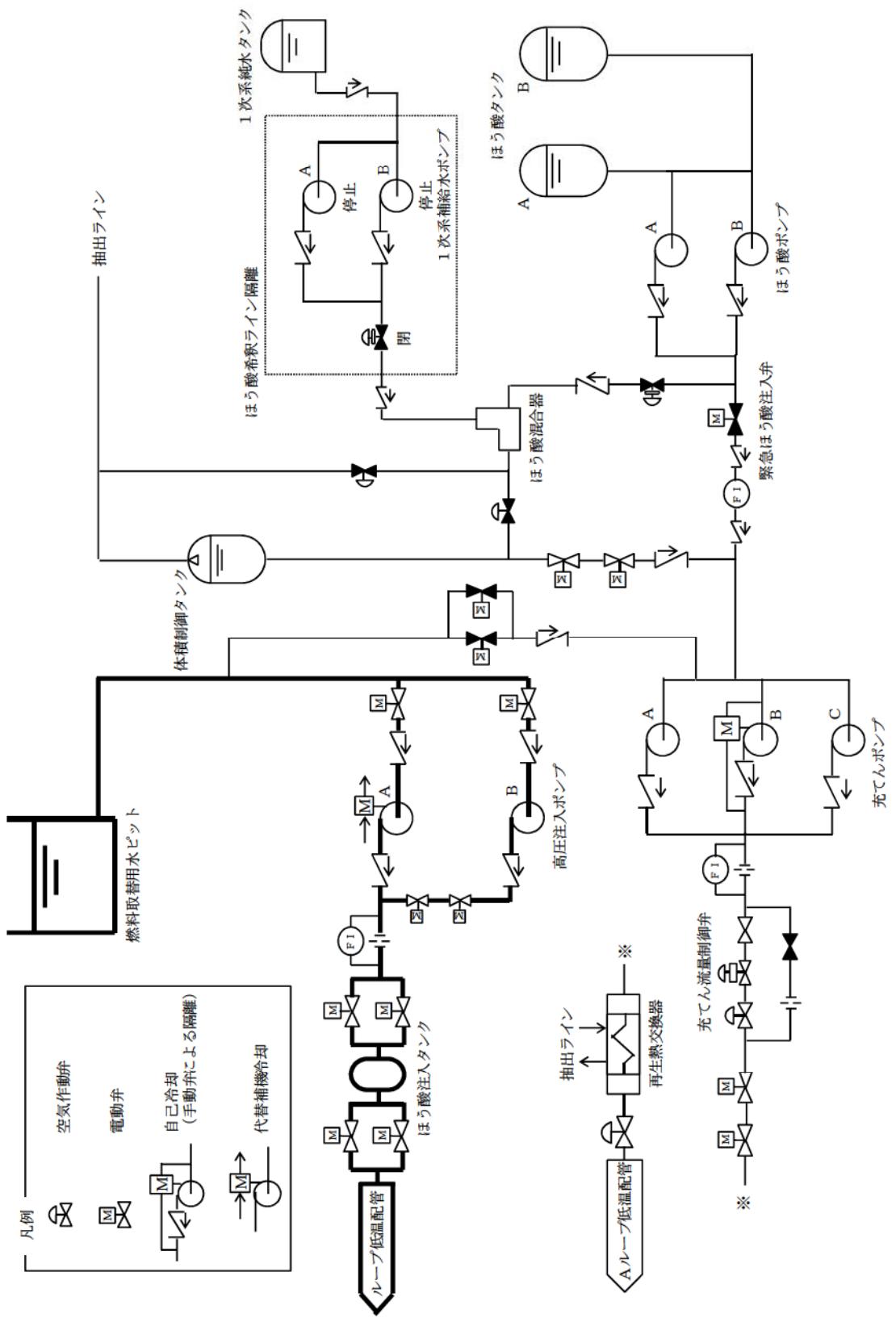




第6.8.4図 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図(4) (ほう酸水注入)



第6.8.5図 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図(5) (ほう酸水注入)



第6.8.6図 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図 (6) (ほう酸水注入)

第 1.1.1 表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備 分類 ＊3	整備する手順書	手順の分類
プロントライン系機能喪失時	原子炉安全保護盤 又は 安全保護系の プロセス計装 又は 炉外核計装	手動による 原子炉緊急停止	原子炉トリップスイッチ (中央制御盤手動操作)	重大事故等対処設備	a	
			制御棒駆動装置用電源 * 1 (常用母線440V遮断器操作器) (中央制御盤手動操作)	多様性拡張設備		
			制御棒操作スイッチ (中央制御盤手動操作) * 1			
			制御棒駆動装置用電源 * 1 (制御棒駆動装置用電源出力遮断器 スイッチ) (現場盤手動操作)			
			原子炉トリップ遮断器スイッチ (現場盤手動操作)			
	制御棒クラスタ 又は 原子炉トリップ遮断器 又は 原子炉安全保護盤 又は 安全保護系の プロセス計装 又は 炉外核計装	原子炉出力抑制 (自動)	共通要因故障対策盤(自動制御盤) (A T W S 緩和設備) * 1 蒸気発生器水位低による ・ターピントリップ ・主蒸気ライン隔離 ・電動補助給水ポンプ ・ターピン動補助給水ポンプ 主蒸気隔離弁 電動補助給水ポンプ * 2 ターピン動補助給水ポンプ 補助給水ピット 蒸気発生器 主蒸気逃がし弁 主蒸気安全弁 加圧器逃がし弁 加圧器安全弁 緊急ほう酸濃縮 (中央制御盤手動操作) (④)	重大事故等対処設備	a, b	原子炉の未臨界を維持する手順
			ターピントリップスイッチ (中央制御盤手動操作)	多様性拡張設備		
			主蒸気隔離弁 (中央制御盤手動操作) 電動補助給水ポンプ (中央制御盤手動操作) * 2 ターピン動補助給水ポンプ (中央制御盤手動操作) 補助給水ピット 蒸気発生器 主蒸気逃がし弁 主蒸気安全弁 加圧器逃がし弁 加圧器安全弁 緊急ほう酸濃縮 (中央制御盤手動操作) (④)	重大事故等対処設備	a	
			ほう酸タンク ほう酸ポンプ * 2 緊急ほう酸注入弁 充てんポンプ * 2	重大事故等対処設備	a, b	
			充てんポンプ * 2 燃料取替用水ピット 高圧注入ポンプ * 2 燃料取替用水ピット ほう酸注入タンク	重大事故等対処設備	a	
				重大事故等対処設備	a	

\* 1 : 原子炉トリップ遮断器故障時にも有効に機能する。

\* 2 : ディーゼル発電機等により給電する。

\* 3 : 重大事故対策において用いる設備の分類

a : 当該条文に適合する重大事故等対処設備 b : 37条に適合する重大事故等対処設備 c : 自主的対策として整備する重大事故等対処設備

第 6.8.1 表 緊急停止時失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備（常設）の主要仕様

- (1) 原子炉トリップスイッチ  
兼用する設備は以下のとおり。
- ・原子炉保護設備
  - ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- |   |   |   |
|---|---|---|
| 個 | 数 | 2 |
|---|---|---|
- (2) 制御棒クラスタ  
兼用する設備は以下のとおり。
- ・反応度制御設備
  - ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| クラスタの本数      | 48                             |
| クラスタ当たり制御棒本数 | 24                             |
| 制御棒有効長さ      | 約3.6m                          |
| 吸 収 材 直 径    | 約8.7mm                         |
| 中 性 子 吸 収 材  | 銀・インジウム・カドミウム(80%, 15%, 5%) 合金 |
| 被 覆 管 厚 さ    | 約0.5mm                         |
| 被 覆 管 材 料    | ステンレス鋼                         |
- (3) 原子炉トリップ遮断器  
兼用する設備は以下のとおり。
- ・原子炉保護設備
  - ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- |            |          |
|------------|----------|
| 型 式        | 低圧気中しや断器 |
| 台 数        | 8        |
| 定 格 使用 電 壓 | 460V     |
| 定 格 電 流    | 1600A    |
- (4) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）(ATWS緩和設備)  
個 数 1  
工学的安全施設等の作動信号の種類
- a . タービントリップ信号
  - b . 主蒸気ライン隔離信号
  - c . 補助給水ポンプ起動信号
- (5) 主蒸気隔離弁  
兼用する設備は以下のとおり。
- ・主蒸気設備
  - ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- |             |                |
|-------------|----------------|
| 型 式         | スwingディスク式     |
| 個 数         | 3              |
| 最 高 使 用 壓 力 | 7.48MPa [gage] |
| 最 高 使 用 温 度 | 291°C          |
| 材 料         | 炭素鋼            |

(6) 電動補助給水ポンプ

兼用する設備は以下のとおり。

- ・給水設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

型	式	うず巻形
台	数	2
容	量	約90m <sup>3</sup> /h (1台当たり)
揚	程	約900m
本体	材料	ステンレス鋼

(7) タービン動補助給水ポンプ

兼用する設備は以下のとおり。

- ・給水設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

型	式	うず巻形
台	数	1
容	量	約115m <sup>3</sup> /h
揚	程	約900m
本体	材料	ステンレス鋼

(8) 補助給水ピット

兼用する設備は以下のとおり。

- ・給水設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
- ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

型	式	ライニング槽 (取水部掘込み付き)
基	数	1
容	量	約660m <sup>3</sup>
最高使用圧力		大気圧
最高使用温度		65°C
ライニング材料		ステンレス鋼
位	置	原子炉建屋 T.P. 24.8m

(9) 加圧器逃がし弁

兼用する設備は以下のとおり。

- ・1次冷却設備（通常運転時等）
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

型 式	空気作動式
個 数	2
最 高 使用 壓 力	17.16MPa [gage] 約18.6MPa [gage] (重大事故等時における 使用時の値)
最 高 使用 溫 度	360°C
吹 出 容 量	約95t/h (1個当たり)
材 料	ステンレス鋼

(10) 加圧器安全弁

兼用する設備は以下のとおり。

- ・1次冷却設備（通常運転時等）
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

型 式	ばね式 (平衡型)
個 数	3
最 高 使用 壓 力	17.16MPa [gage]
最 高 使用 溫 度	360°C
吹 出 容 量	約160t/h (1個当たり)
材 料	ステンレス鋼

(11) 主蒸気逃がし弁

兼用する設備は以下のとおり。

- ・主蒸気設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高压時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

型 式	空気作動式
個 数	3
口 径	6 B
容 量	約180t/h (1個当たり)
最 高 使用 壓 力	7.48MPa [gage] 約8.0MPa [gage] (重大事故等時における使 用時の値)
最 高 使用 溫 度	291°C 約348°C (重大事故等時における使用時の 値)
本 体 材 料	炭素鋼

(12) 主蒸気安全弁

兼用する設備は以下のとおり。

- ・主蒸気設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

型	式	ばね式
個	数	15
口	径	6 B
容	量	約360t/h (1個当たり)
最高使用圧力		7.48MPa [gage]
最高使用温度		291°C
本体材料		炭素鋼

(13) ほう酸ポンプ

兼用する設備は以下のとおり。

- ・化学体積制御設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

型	式	うず巻形
台	数	2
容	量	約17m <sup>3</sup> /h (1台当たり)
最高使用圧力		1.4MPa [gage]
最高使用温度		95°C
本体材料		ステンレス鋼

(14) 緊急ほう酸注入弁

兼用する設備は以下のとおり。

- ・化学体積制御設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

型	式	電動式
個	数	1
最高使用圧力		1.4MPa [gage]
最高使用温度		95°C
材	料	ステンレス鋼

(15) ほう酸タンク

兼用する設備は以下のとおり。

- ・化学体積制御設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

基	数	2
容	量	約40m <sup>3</sup> (1基当たり)
最高使用圧力		大気圧
最高使用温度		95°C
ほう素濃度		約21,000ppm
材	料	ステンレス鋼

(16) 充てんポンプ

兼用する設備は以下のとおり。

- ・化学体積制御設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

型 式	うず巻形
台 数	3
容 量	約45m <sup>3</sup> /h (1台当たり)
最 高 使用 圧 力	20.0 MPa [gage]
最 高 使用 温 度	95°C
揚 程	約1,770m
本 体 材 料	合金鋼

(17) 高圧注入ポンプ

兼用する設備は以下のとおり。

- ・非常用炉心冷却設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備
- ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

型 式	うず巻形
台 数	2
容 量	約280m <sup>3</sup> /h (1台当たり)
最 高 使用 圧 力	16.7 MPa [gage]
最 高 使用 温 度	150°C
揚 程	約950m
本 体 材 料	合金鋼

(18) ほう酸フィルタ

兼用する設備は以下のとおり。

- ・化学体積制御設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

型 式	たて置円筒形
基 数	1
流 量	約17m <sup>3</sup> /h
最 高 使用 圧 力	1.4 MPa [gage]
最 高 使用 温 度	95°C
本 体 材 料	ステンレス鋼

(19) 再生熱交換器

兼用する設備は以下のとおり。

- ・化学体積制御設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

型 式	横置3胴U字管式
基 数	1
伝 热 容 量	約 $4.9 \times 10^3$ kW
最 高 使 用 壓 力	
管 側	20.0
胴 側	17.16
最 高 使 用 温 度	
管 側	343
胴 側	343
材 料	
管 側	ステンレス鋼
胴 側	ステンレス鋼

(20) ほう酸注入タンク

兼用する設備は以下のとおり。

- ・非常用炉心冷却設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

種 類	たて置き円筒形
基 数	1
容 量	約 $6.0\text{m}^3$
最 高 使 用 壓 力	18.7MPa [gage]
最 高 使 用 温 度	150°C
ほ う 素 濃 度	21,000ppm以上
材 料	炭素鋼（ステンレス鋼内張り）

(21) 燃料取替用水ピット

兼用する設備は以下のとおり。

- ・非常用炉心冷却設備
- ・原子炉格納容器スプレイ設備
- ・火災防護設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉格納容器内の冷却等のための設備
- ・原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備
- ・原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備
- ・重大事故等の収束に必要となる水の供給設備

型 式	ライニング槽（取水部掘込み付き）
基 数	1
容 量	約2,000m <sup>3</sup>
最 高 使用 壓 力	大気圧
最 高 使用 温 度	95°C
ほ う 素 濃 度	3,000ppm以上 (ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料が 装荷されるまでのサイクル) 3,200ppm以上 (ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料が 装荷されたサイクル以降)
ライニング材料	ステンレス鋼
位 置	原子炉建屋 T.P. 24.8m

(22) 主蒸気管

兼用する設備は以下のとおり。

- ・主蒸気設備
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

管 内 径	約700 mm
管 厚	約33 mm
最 高 使用 壓 力	7.48MPa [gage] 約8.0MPa [gage] (重大事故等時における使用 時の値)
最 高 使用 温 度	291°C 約348°C (重大事故等時における使用時の値)
材 料	炭素鋼

(23) 蒸気発生器

兼用する設備は以下のとおり。

- ・1次冷却設備（通常運転時等）
- ・1次冷却設備（重大事故等時）
- ・緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
- ・原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
- ・最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備

型 式	たて置U字管式熱交換器型（流量制限器内蔵）
基 数	3
胴側最高使用圧力	7.48MPa [gage] 約8.0MPa [gage]（重大事故等時における使用時の値）
胴側最高使用温度	291°C 約348°C（重大事故等時における使用時の値）
管側最高使用圧力	17.16MPa [gage] 約18.6MPa [gage]（重大事故等時における使用時の値）
管側最高使用温度	343°C 約360°C（重大事故等時における使用時の値）
1次冷却材流量	約 $15.1 \times 10^6$ kg/h（1基当たり）
主蒸気運転圧力 (定格出力時)	約5.75 MPa [gage]
主蒸気運転温度 (定格出力時)	約274°C
蒸 気 発 生 量 (定格出力時)	約1700 t/h（1基当たり）
出口蒸気湿分	0.25 %以下
伝 热 面 積	約5,100m <sup>2</sup> （1基当たり）
伝 热 管	
本 数	3,386本（1基当たり）
内 径	約20 mm
厚 さ	約1.3 mm
胴部外径	
上 部	約4.5 m
下 部	約3.5 m
全 高	約21 m
材 料	
本 体	低合金鋼
伝 热 管	ニッケル・クロム・鉄合金
管板肉盛り	ニッケル・クロム・鉄合金
水室肉盛り	ステンレス鋼

## 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】

### ＜添付資料　目次＞

2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備.....	2
2.1.1 設置許可基準規則第44条への適合方針.....	2
(1) 原子炉出力抑制(自動)(設置許可基準規則解釈の第2項(2)a) .....	2
(2) ほう酸水注入(設置許可基準規則解釈の第2項(2)b) .....	2
(3) 技術的能力審査基準への適合のための手順等の整備.....	3
(i) 手動による原子炉緊急停止 .....	3
(ii) 原子炉出力抑制(手動) .....	3
(4) 多様性拡張設備の整備 .....	3
(i) 制御棒駆動装置用電源(常用母線440V遮断器操作器) .....	3
(ii) 制御棒駆動装置用電源(制御棒駆動装置用電源出力遮断器スイッチ) ..	4
(iii) 原子炉トリップ遮断器スイッチ .....	4
(iv) 制御棒操作スイッチ .....	4
(v) タービントリップスイッチ .....	4
2.1.2 重大事故等対処設備.....	4
2.1.2.1 原子炉出力抑制(自動) .....	4
2.1.2.1.1 設備概要 .....	4
2.1.2.1.2 主要設備の仕様.....	6
(1) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備) .....	9
(2) 主蒸気隔離弁 .....	9
(3) 電動補助給水ポンプ .....	9
(4) タービン動補助給水ポンプ .....	9
(5) 補助給水ピット .....	9
(6) 主蒸気逃がし弁 .....	10
(7) 主蒸気安全弁 .....	10
(8) 加圧器逃がし弁 .....	10
(9) 加圧器安全弁 .....	10
(10) 蒸気発生器 .....	11
(11) 主蒸気管 .....	12
2.1.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針.....	12
2.1.2.1.3.1 設置許可規則第43条第1項への適合方針.....	12
(1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第43条第1項第一号) .....	12
(2) 操作性(設置許可基準規則第43条第1項第二号) .....	13
(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第43条第1項第三号) .....	13
(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号) .....	15
(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第43条第1項第五号) .....	15
(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号) .....	16
2.1.2.1.3.2 設置許可規則第43条第2項への適合方針.....	16
(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号) .....	16
(2) 共用の禁止(設置許可基準規則第43条第2項第二号) .....	17
(3) 設計基準事故対処設備との多様性(設置許可基準規則第43条第2項第三号) .....	17
2.1.2.2 ほう酸水注入.....	18

2.1.2.2.1	設備概要	18
2.1.2.2.2	主要設備の仕様	19
(1)	ほう酸タンク	22
(2)	ほう酸ポンプ	22
(3)	緊急ほう酸注入弁	22
(4)	充てんポンプ	22
(5)	ほう酸フィルタ	22
(6)	再生熱交換器	23
(7)	燃料取替用水ピット	23
(8)	高圧注入ポンプ	23
(9)	ほう酸注入タンク	24
2.1.2.2.3	設置許可基準規則第43条への適合方針	24
2.1.2.3.1	設置許可規則第43条第1項への適合方針	24
(1)	環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）	24
(2)	操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）	25
(3)	試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）	27
(4)	切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）	28
(5)	悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）	29
(6)	設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）	29
2.1.2.3.2	設置許可規則第43条第2項への適合方針	29
(1)	容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）	29
(2)	共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）	30
(3)	設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）	30
2.1.3	技術的能力審査基準への適合のための設備	32
2.1.3.1	手動による原子炉緊急停止	32
2.1.3.1.1	設備概要	32
2.1.3.1.2	主要設備の仕様	33
(1)	原子炉トリップスイッチ	33
(2)	制御棒クラスタ	33
(3)	原子炉トリップ遮断器	34
2.1.3.1.3	設置許可基準規則第43条への適合方針	34
2.1.3.2	原子炉出力抑制（手動）	36
2.1.3.2.1	設備概要	36
2.1.3.2.2	主要設備の仕様	39
(1)	主蒸気隔離弁	39
(2)	電動補助給水ポンプ	39
(3)	タービン動補助給水ポンプ	39
(4)	補助給水ピット	39
(5)	主蒸気逃がし弁	40
(6)	主蒸気安全弁	40
(7)	加圧器逃がし弁	40
(8)	加圧器安全弁	40
(9)	蒸気発生器	41
(10)	主蒸気管	42
2.1.3.2.3	設置許可基準規則第43条への適合方針	42

## 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】

### 【設置許可基準規則】

(原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備)

第四十四条 発電用原子炉施設には、運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備を設けなければならない。

### (解釈)

- 1 第44条に規定する「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」とは、発電用原子炉が緊急停止しないなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力又は原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合のことをいう。
- 2 第44条に規定する「発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。
  - (1) BWR
    - a) センサー出力から最終的な作動装置の入力までの原子炉スクラム系統から独立した代替反応度制御棒插入回路(ARI)を整備すること。
    - b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を制御するため、原子炉冷却材再循環ポンプを自動で停止させる装置を整備すること。
    - c) 十分な反応度制御能力を有するほう酸水注入設備(SLCS)を整備すること。
  - (2) PWR
    - a) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合」に、原子炉出力を抑制するため、補助給水系ポンプを自動的に起動させる設備及び蒸気タービンを自動で停止させる設備を整備すること。
    - b) 上記1の「発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合には、化学体積制御設備又是非常用炉心冷却設備による十分な量のほう酸水注入を実施する設備を整備すること。

## 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

### 2.1.1 設置許可基準規則第44条への適合方針

運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象（以下「ATWS」という。）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界にするための設備として、原子炉出力抑制（自動）及びほう酸水注入を設ける。

#### （1）原子炉出力抑制（自動）（設置許可基準規則解釈の第2項（2）a）

原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤又は原子炉トリップ遮断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制（自動））として、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備），主蒸気設備の主蒸気隔離弁，主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁，給水設備の電動補助給水ポンプ，タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット並びに1次冷却設備の蒸気発生器，加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁を使用する。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、作動信号によるタービントリップ及び主蒸気隔離弁の閉止により、1次系から2次系への除熱を過渡的に悪化させることで原子炉冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を抑制できる設計とする。また、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを自動起動させ、蒸気発生器水位の低下を抑制するとともに、加圧器逃がし弁，加圧器安全弁，主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却系統の過圧を防止することで、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持できる設計とする。

#### （2）ほう酸水注入（設置許可基準規則解釈の第2項（2）b）

制御棒クラスタ，原子炉トリップ遮断器又は原子炉安全保護盤の故障等により原子炉トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、化学体積制御設備のほう酸ポンプ，緊急ほう酸注入弁，ほう酸タンク及び充てんポンプを使用する。

ほう酸タンクを水源としたほう酸ポンプは、緊急ほう酸注入弁を介して充てんポンプにより炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。

ほう酸ポンプが故障により使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、化学体積制御設備の充てんポンプ及び非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。

燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。

さらに、充てんポンプが使用できない場合の重大事故等対処設備（ほう酸水注入）として、非常用炉心冷却設備の高圧注入ポンプ、燃料取替用水ピット及びほう酸注入タンクを使用する。

燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。

### （3）技術的能力審査基準への適合のための手順等の整備

#### （i）手動による原子炉緊急停止

原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合の重大事故等対処設備（手動による原子炉緊急停止）として、原子炉トリップスイッチを使用する。

原子炉トリップスイッチは、手動による原子炉緊急停止ができる設計とする。

#### （ii）原子炉出力抑制（手動）

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）から自動信号が発信した場合において、原子炉の出力を抑制するために必要な機器等が自動動作しなかった場合の重大事故等対処設備（原子炉出力抑制（手動））として、主蒸気設備の主蒸気隔離弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁、給水設備の電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び補助給水ピット並びに1次冷却設備の蒸気発生器、加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁を使用する。

中央制御室での操作により、手動で主蒸気隔離弁を閉止することで原子炉出力を抑制するとともに、補助給水ピットを水源とする電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプを手動で起動し、補助給水を確保することで蒸気発生器水位の低下を抑制し、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却系統の過圧を防止できる設計とする。

### （4）多様性拡張設備の整備

緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための多様性拡張設備として、以下を整備する。

#### （i）制御棒駆動装置用電源（常用母線440V遮断器操作器）

耐震性がないものの、サポート系である電源系を遮断することにより制御棒を全挿入できることから、原子炉を緊急停止する代替手段として有効であるため、制御棒駆動装置用電源（常用母線440V遮断器操作器）を整備している。

(ii) 制御棒駆動装置用電源（制御棒駆動装置用電源出力遮断器スイッチ）  
耐震性がないものの、サポート系である電源系を遮断することにより制御棒を全挿入できることから、原子炉を緊急停止する代替手段として有効であるため、制御棒駆動装置用電源（制御棒駆動装置用電源出力遮断器スイッチ）を整備している。

(iii) 原子炉トリップ遮断器スイッチ

耐震性がないものの、サポート系である電源系を遮断することにより制御棒を全挿入できることから、原子炉を緊急停止する代替手段として有効であるため、原子炉トリップ遮断器スイッチを整備している。

(iv) 制御棒操作スイッチ

制御棒全挿入完了までは時間を要するものの、(i), (ii) 及び (iii) の電源系遮断操作完了までの間又は実施できない場合に原子炉を停止する手段として有効であるため、制御棒操作スイッチを整備している。

(v) タービントリップスイッチ

耐震性がないものの、機能が健全であれば中央制御室にて速やかな操作が可能であるため、原子炉出力を抑制する代替手段として有効であることから、タービントリップスイッチを整備している。

## 2.1.2 重大事故等対処設備

### 2.1.2.1 原子炉出力抑制（自動）

#### 2.1.2.1.1 設備概要

A T W S が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合、重大事故等対処設備である共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A T W S 緩和設備）の作動により原子炉出力を抑制するとともに、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性を維持する。

A T W S が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A T W S 緩和設備）の自動動作によりタービントリップの作動、主蒸気隔離弁が閉止することで、1次冷却材温度が上昇し減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上に上昇していないこと、格納容器内の圧力及び温度の上昇がないこと、又は格納容器内の圧力及び温度の上昇がわずかであること、並びに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性が維持されていることを確認する。

本系統の重大事故等対処設備一覧を第 2.1-1 表に示す。

第2.1-1表 原子炉出力抑制（自動）に関する重大事故等対処設備一覧

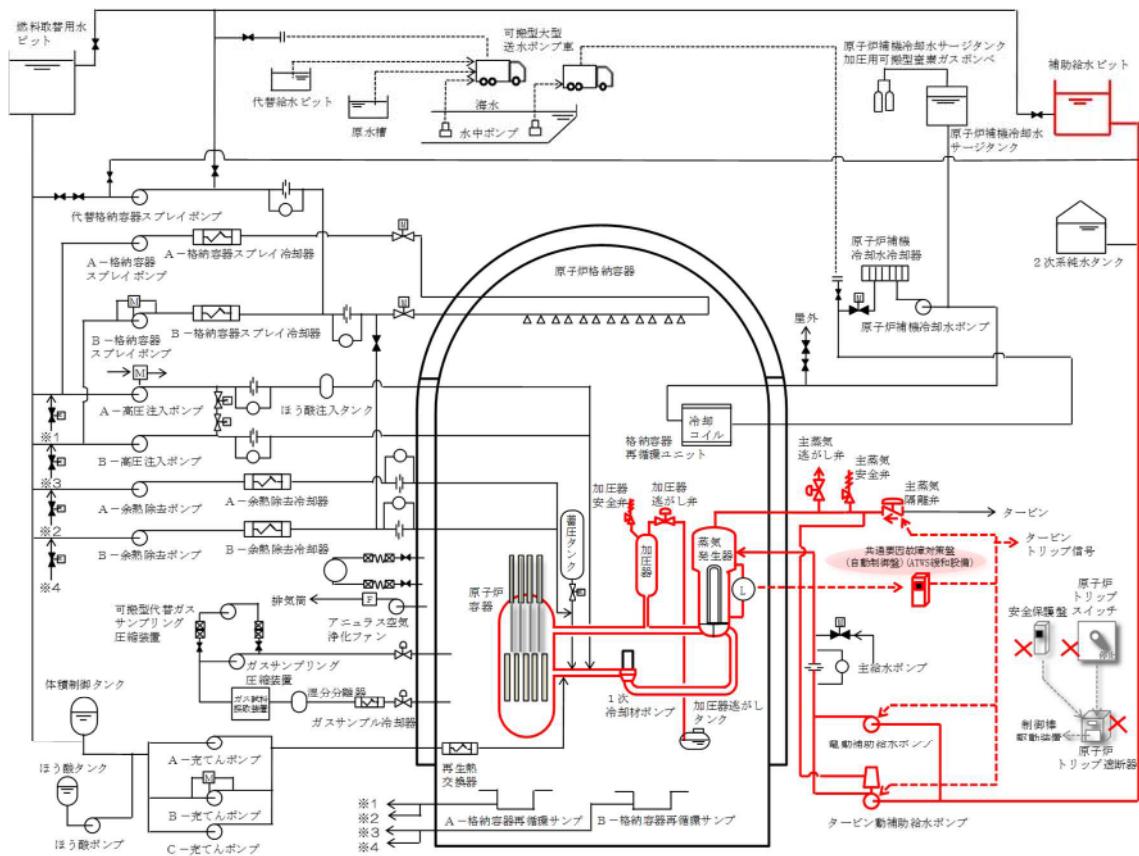
設備区分	設備名
主要設備	共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A T W S 緩和設備） 【常設】 主蒸気隔離弁【常設】 電動補助給水ポンプ【常設】 タービン動補助給水ポンプ【常設】 主蒸気逃がし弁【常設】 主蒸気安全弁【常設】 加圧器逃がし弁【常設】 加圧器安全弁【常設】 蒸気発生器【常設】
付属設備	—
水源	補助給水ピット【常設】
流路	主蒸気管【常設】 1次冷却材ポンプ【常設】 原子炉容器【常設】 加圧器【常設】 1次冷却材管【常設】 加圧器サージ管【常設】
注水先	—
電源設備 <sup>*1</sup>	ディーゼル発電機【常設】
計装設備 <sup>*2</sup>	出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束 1次冷却材温度（広域－高温側） 1次冷却材温度（広域－低温側） 1次冷却材圧力（広域） 格納容器内温度 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（AM用） 主蒸気ライン圧力 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量

\*1：電源設備については「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。

\*2：計装設備については「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。

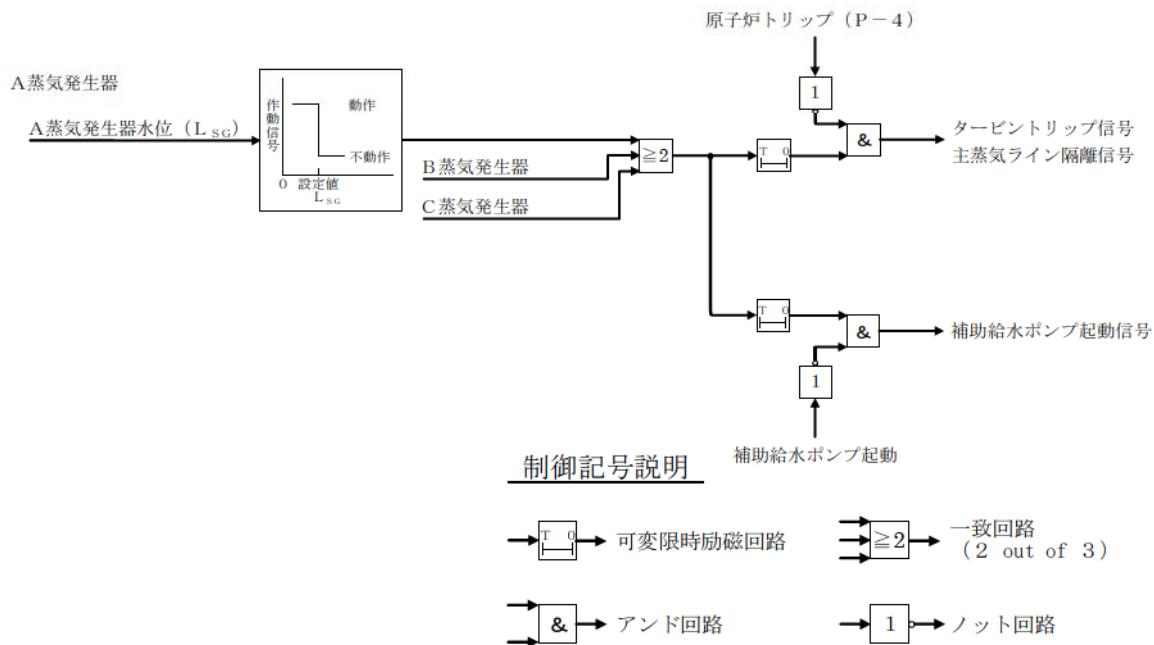
## 2.1.2.1.2 主要設備の仕様

第2.1-1~3図に原子炉出力抑制（自動）の説明図を示す。

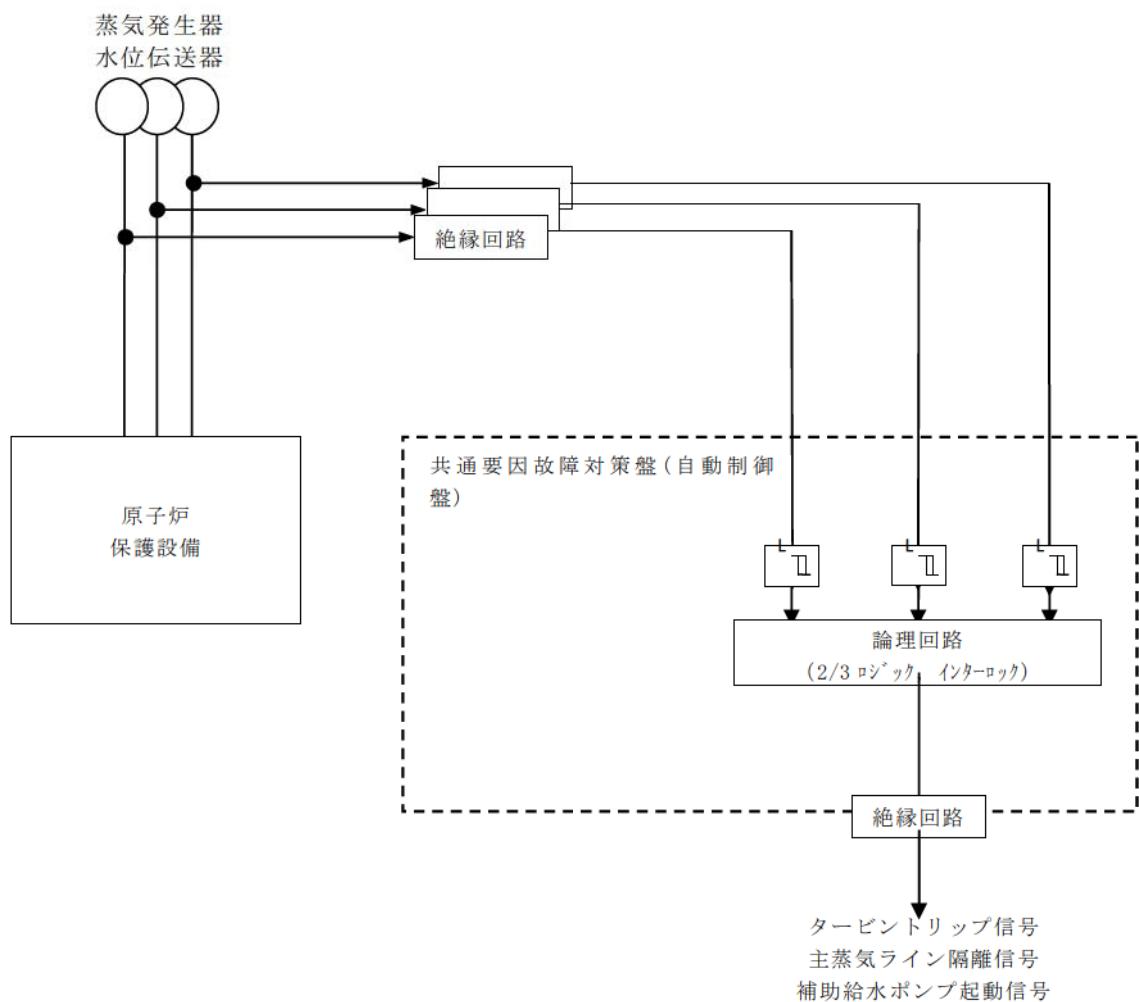


第2.1-1図 原子炉出力抑制（自動）説明図

緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号



第 2.1-2 図 共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A T W S 緩和設備）の作動回路の説明図



第 2.1-3 図 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)の構成の説明図

主要機器の仕様を以下に示す。

(1) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）(ATWS 緩和設備)

個 数 1

工学的安全施設等の作動信号の種類

a. タービントリップ信号

b. 主蒸気ライン隔離信号

c. 補助給水ポンプ起動信号

(2) 主蒸気隔離弁

型 式 スwingディスク式

個 数 3

最高使用圧力 7.48MPa [gage]

最高使用温度 291°C

材 料 炭素鋼

(3) 電動補助給水ポンプ

型 式 うず巻形

台 数 2

容 量 約90m<sup>3</sup>/h (1台当たり)

揚 程 約900m

本 体 材 料 ステンレス鋼

(4) タービン動補助給水ポンプ

型 式 うず巻形

台 数 1

容 量 約115m<sup>3</sup>/h

揚 程 約900m

本 体 材 料 ステンレス鋼

(5) 補助給水ピット

型 式 ライニング槽 (取水部掘込み付き)

基 数 1

容 量 約660m<sup>3</sup>

最高使用圧力 大気圧

最高使用温度 65°C

ライニング材料 ステンレス鋼

位 置 原子炉建屋 T.P. 24.8m

(6) 主蒸気逃がし弁	型式	空気作動式
個数		3
口径		6 B
容量		約180t/h (1個当たり)
最高使用圧力		7.48MPa [gage]
		約8.0MPa [gage] (重大事故等時における使用時の値)
最高使用温度		291°C
		約348°C (重大事故等時における使用時の値)
本体材料		炭素鋼
(7) 主蒸気安全弁	ばね式	
型式		15
個数		6 B
口径		約360t/h (1個当たり)
容量		7.48MPa [gage]
最高使用圧力		291°C
最高使用温度		炭素鋼
本体材料		
(8) 加圧器逃がし弁	空気作動式	
型式		2
個数		17.16MPa [gage]
最高使用圧力		約18.6MPa [gage] (重大事故等時における使用時の値)
最高使用温度		360°C
吹出容量		約95t/h (1個当たり)
材料		ステンレス鋼
(9) 加圧器安全弁	ばね式 (平衡型)	
型式		3
個数		17.16MPa [gage]
最高使用圧力		360°C
最高使用温度		約160t/h (1個当たり)
吹出容量		ステンレス鋼
材料		

(10) 蒸気発生器	型式	たて置U字管式熱交換器型（流量制限器内蔵）
基數		3
胴側最高使用圧力		7.48MPa [gage] 約8.0MPa [gage]（重大事故等時における使用時の値）
胴側最高使用温度		291°C 約348°C（重大事故等時における使用時の値）
管側最高使用圧力		17.16MPa [gage] 約18.6MPa [gage]（重大事故等時における使用時の値）
管側最高使用温度		343°C 約360°C（重大事故等時における使用時の値）
1次冷却材流量		約15.1×10 <sup>6</sup> kg/h（1基当たり）
主蒸気運転圧力 (定格出力時)		約5.75 MPa [gage]
主蒸気運転温度 (定格出力時)		約274°C
蒸気発生量 (定格出力時)		約1700 t/h（1基当たり）
出口蒸気湿分		0.25 %以下
伝熱面積		約5,100m <sup>2</sup> （1基当たり）
伝熱管		
本数		3,386本（1基当たり）
内径		約20 mm
厚さ		約1.3 mm
胴部外径		
上部		約4.5 m
下部		約3.5 m
全高		約21 m
材料		
本体		低合金鋼
伝熱管		ニッケル・クロム・鉄合金
管板肉盛り		ニッケル・クロム・鉄合金
水室肉盛り		ステンレス鋼

(11) 主蒸気管	
管 内 径	約700 mm
管 厚	約33 mm
最高使用圧力	7.48MPa [gage] 約8.0MPa [gage] (重大事故等時における使用時の値)
最高使用温度	291°C 約348°C (重大事故等時における使用時の値)
材 料	炭素鋼

#### 2.1.2.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針

##### 2.1.2.1.3.1 設置許可規則第43条第1項への適合方針

###### (1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）

###### (i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するするために必要な機能を有効に發揮すること。

###### (ii) 適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

原子炉出力抑制（自動）に使用する共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、蒸気発生器及び主蒸気管は、原子炉格納容器、原子炉建屋及び原子炉補助建屋に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉格納容器、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に發揮することができるよう、表2.1-2に示す設計とする。

表2.1-2 想定する環境条件及び荷重条件

環境条件等	対応
温度・圧力・湿度・放射線	各設備の設置場所（原子炉格納容器、原子炉建屋及び原子炉補助建屋）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	原子炉格納容器、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。
海水を通水する系統への影響	海水を通水しない。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。
風（台風）・積雪	原子炉格納容器、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

（2）操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）

（i）要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

（ii）適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A T W S 緩和設備）を使用した原子炉出力抑制（自動）を行う系統は、重大事故等時に共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A T W S 緩和設備）から自動で信号を発信する設計としており、操作性に関する設計上の考慮は不要である。

（3）試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）

（i）要求事項

健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

（ii）適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

原子炉出力抑制（自動）に使用する共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A T W S 緩和設備）は、表 2.1-3 に示すように、運転中に機能・性能の確認が可能なように、模擬入力によるロジック回路動作確認が可能な設計とする。この場合、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系統の不必要

な動作が発生しない設計とする。また、特性の確認が可能なように、模擬入力による校正及び設定値確認ができる設計とする。

表 2.1-3 共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A T W S 緩和設備）の試験及び検査

発電用原子炉の状態	項目	内容
運転中	機能・性能試験	ロジック回路確認
	特性試験	校正 設定値確認

原子炉出力抑制（自動）に使用する系統（主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、蒸気発生器及び主蒸気管）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。

主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解が可能な設計とする。

補助給水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なようにアクセスドアを設ける設計とする。

補助給水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に有効水量が確認できる設計とする。

蒸気発生器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。

蒸気発生器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に伝熱管の非破壊検査が可能なように、試験装置を設置できる設計とする。

主蒸気隔離弁、加圧器逃がし弁及び主蒸気逃がし弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に開閉動作の確認ができる設計とする。

表 2.1-4 に、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（A T W S 緩和設備）を除く、原子炉出力抑制（自動）の試験及び検査を示す。

表 2.1-4 原子炉出力抑制（自動）の試験及び検査

発電用原子炉 の状態	項目	内容
運転中又は 停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えいの確認 有効水量の確認
	分解点検	機器を分解し、各部の状態を目視等で確認
	開放点検	機器を開放し、各部の状態を目視等で確認
	開閉試験	弁開閉動作の確認

(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

原子炉出力抑制（自動）に使用する共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、設計基準対象施設と兼用せず、他の系統と切替えることなく使用可能な設計とする。

また、原子炉出力抑制に使用する系統（主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、蒸気発生器及び主蒸気管）は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することから、切替えることなく使用可能な設計とする。

(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

原子炉出力抑制（自動）に使用する共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）は、原子炉トリップ信号が原子炉安全保護盤より正常に発信した場合は、不必要的信号の発信を阻止できることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

また、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、蒸気発生器及び主蒸気管は、設計基準対処施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

#### （6）設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）

##### （i）要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

##### （ii）適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

原子炉出力抑制（自動）に使用する共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、蒸気発生器及び主蒸気管は、設備の操作の必要が無いため、設計場所に係る設計上の配慮は必要ない。

#### 2.1.2.1.3.2 設置許可規則第43条第2項への適合方針

##### （1）容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）

##### （i）要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。

##### （ii）適合性

基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）は、原子炉緊急停止が必要な原子炉トリップ設定値に到達した場合において、原子炉安全保護盤又は原子炉トリップ遮断器の故障等により原子炉自動トリップに失敗した場合に、発電用原子炉を未臨界にするための設備である。このため、原子炉自動トリップ失敗時に作動する設備であることを考慮し、「蒸気発生器水位低」の原子炉トリップ信号の計装誤差を考慮して確実に作動する設計とする。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）の作動による主

蒸気隔離弁の閉止に伴う1次冷却系統の過圧のピークを抑えるために使用する加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁は、設計基準事故対処設備の1次冷却系統の過圧防止機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の放出流量が、主蒸気隔離弁の閉止による1次冷却系統の過圧防止に必要な放出流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。また、その後の1次冷却系統を安定させるために使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁及び蒸気発生器は、設計基準事故対処設備の蒸気発生器2次側による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、主蒸気隔離弁の閉止による1次冷却系統の過圧防止に必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）

(i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

原子炉出力抑制（自動）に使用する重大事故等対処設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）

(i) 要求事項

常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）を使用した原子炉出力抑制（自動）は、原子炉保護設備の作動に必要なプロセス計装と部分的に設備を共用するが、原子炉保護設備から電気的・物理的に分離することで原子炉保護設備と同時に機能喪失しない設計とする。

また、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備），主蒸気隔離弁，電動補助給水ポンプ，タービン動補助給水ポンプ，補助給水ピット，加圧器逃がし弁，加圧器安全弁，主蒸気逃がし弁，主蒸気安全弁，主蒸気管及び蒸気発生器は、原子炉トリップ遮断器及び原子炉安全保護盤に対し、原理の異なる原子炉出力抑制方法を用いることで多様性を持つ設計とする。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）は、原子炉保護設備から電気的・物理的に分離して独立した盤として設置することで、位置的分散を図る設計とする。

### 2.1.2.2 ほう酸水注入

#### 2.1.2.2.1 設備概要

ATWS が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合に、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によりほう酸水の注入を行い負の反応度を添加するとともに、希釀による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釀ラインを隔離する。

ATWS が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合、原子炉の出力抑制を図った後、原子炉を未臨界状態とするために化学体積制御設備のほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁及び充てんポンプによりほう酸タンク水を原子炉へ注入するとともに、希釀による反応度添加の可能性を除去するためにほう酸希釀ラインを隔離する。

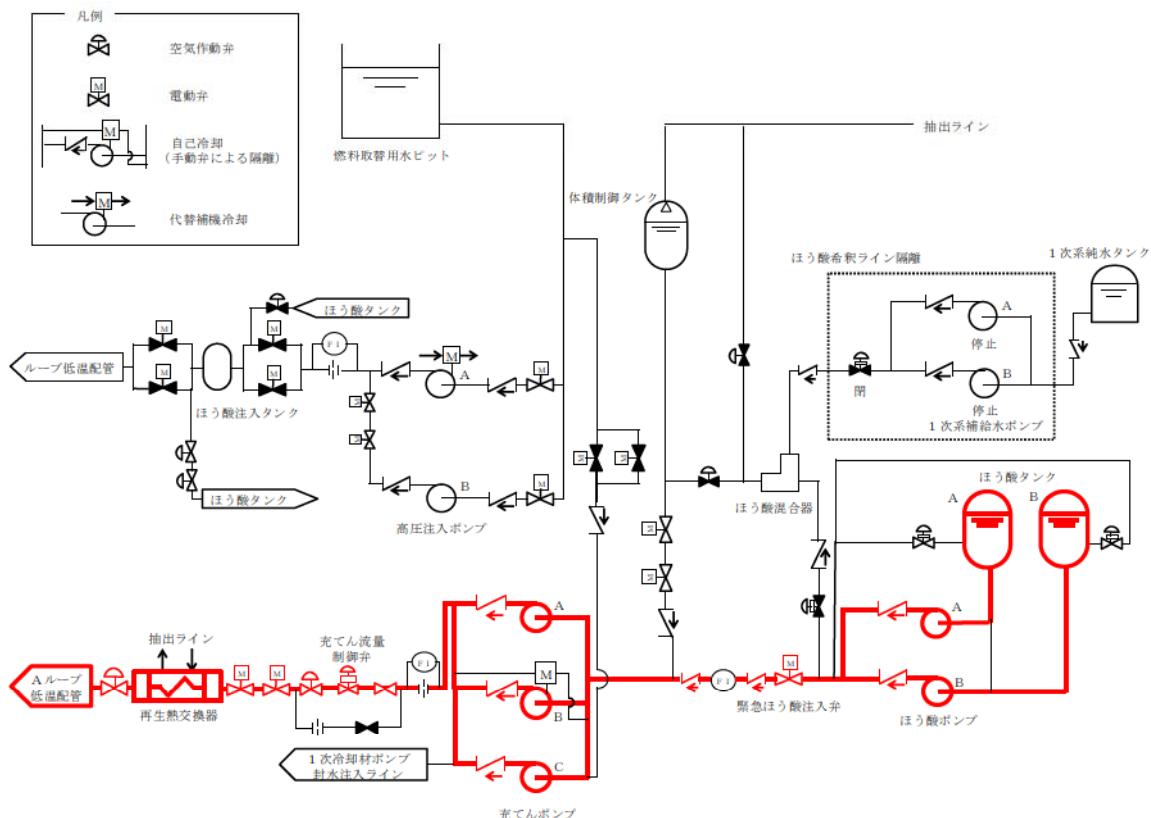
ほう酸ポンプの故障等により緊急ほう酸濃縮ラインが使用できない場合は、代替手段として充てんポンプの入口ラインを体積制御タンクから燃料取替用水ピットに切替え、充てんラインを使用して燃料取替用水ピットのほう酸水を原子炉へ注入する。充てんラインが使用できない場合は、1次冷却材圧力が高圧注入ポンプ注入圧力未満であれば、非常用炉心冷却設備の高圧注入ポンプによりほう酸注入タンクを経由して燃料取替用水ピットのほう酸水を原子炉へ注入する。

ほう酸タンク水を原子炉へ注入する場合は燃料取替ほう素濃度になるまで継続する。なお、ほう酸水注入を行っている間に制御棒の全挿入に成功した場合は、プラント状態に応じて高温停止又は低温停止のほう素濃度を目標にほう酸水注入を継続する。

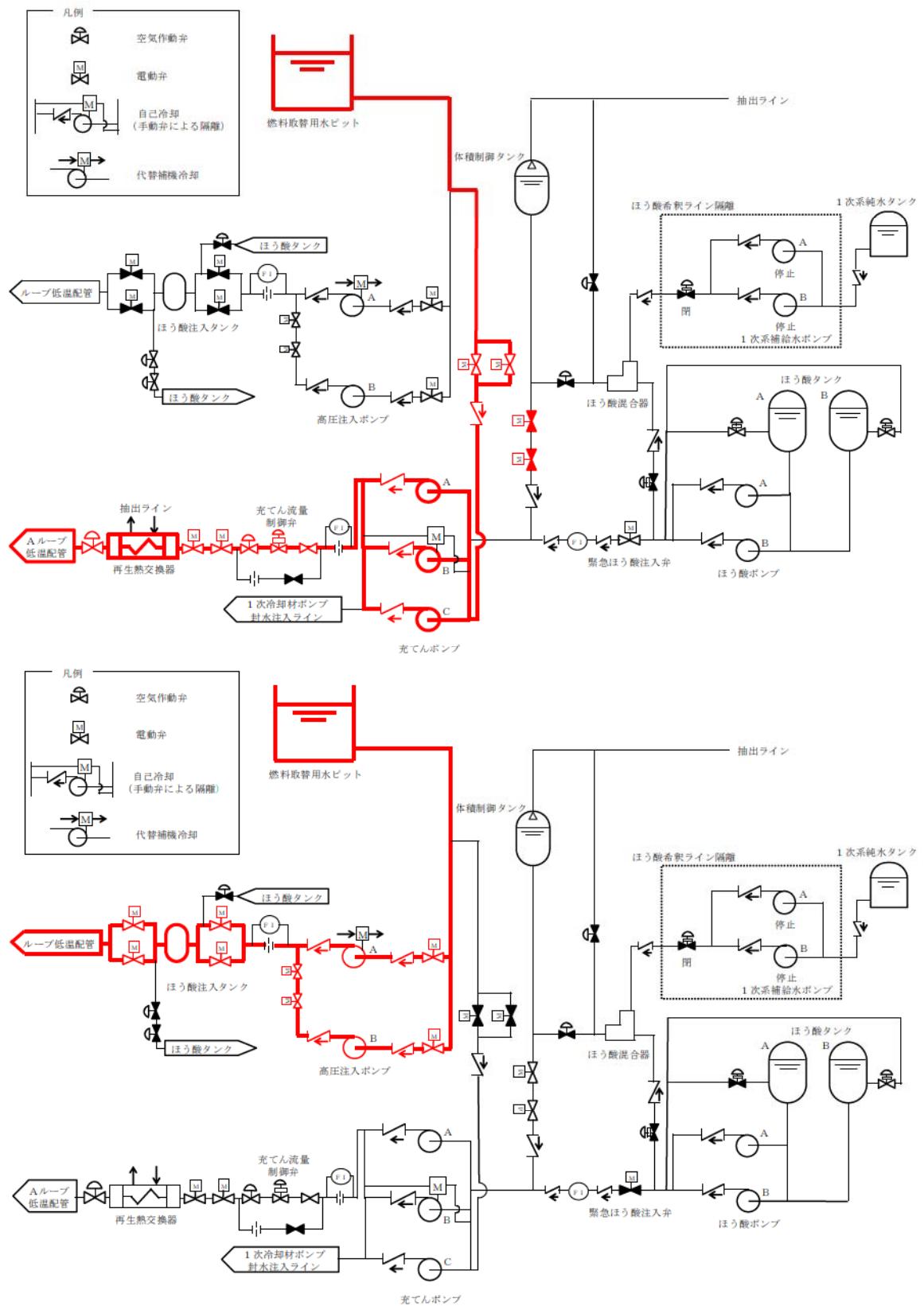
本系統の重大事故等対処設備一覧を第 2.1-5 表に示す。

## 2.1.2.2.2 主要設備の仕様

第 2.1-4 図及び第 2.1-5 図にほう酸水注入の説明図を示す。



第 2.1-4 図 ほう酸水注入（ほう酸タンクを水源とする場合）



第 2.1-5 図 ほう酸水注入（燃料取替用水ピットを水源とする場合）

第2.1-5表 ほう酸水注入に関する重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	ほう酸ポンプ【常設】 充てんポンプ【常設】 高圧注入ポンプ【常設】 ほう酸注入タンク【常設】
付属設備	—
水源	ほう酸タンク【常設】 燃料取替用水ピット【常設】
流路	緊急ほう酸注入弁【常設】 ほう酸フィルタ【常設】 再生熱交換器【常設】 蒸気発生器【常設】 1次冷却材ポンプ【常設】 原子炉容器【常設】 加圧器【常設】 1次冷却材管【常設】 加圧器サージ管【常設】
注水先	—
電源設備 <sup>*1</sup>	ディーゼル発電機【常設】
計装設備 <sup>*2</sup>	出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束 燃料取替用水ピット水位 ほう酸タンク水位 燃料取替用水ピット水位 ほう酸タンク水位 高圧注入流量

\*1：電源設備については「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。

\*2：計装設備については「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。

主要機器の仕様を以下に示す。

(1) ほう酸タンク

基 数 容 量	2
最高使用圧力	約40m <sup>3</sup> (1基当たり)
最高使用温度	大気圧
ほう素濃度	95°C
材 料	約21,000ppm
	ステンレス鋼

(2) ほう酸ポンプ

型 式 台 数 容 量	うず巻形
最高使用圧力	2
最高使用温度	約17m <sup>3</sup> /h (1台当たり)
本体材料	1.4MPa [gage]
	95°C
	ステンレス鋼

(3) 緊急ほう酸注入弁

型 式 個 数	電動式
最高使用圧力	1
最高使用温度	1.4MPa [gage]
材 料	95°C
	ステンレス鋼

(4) 充てんポンプ

型 式 台 数 容 量	うず巻形
最高使用圧力	3
最高使用温度	約45m <sup>3</sup> /h (1台当たり)
揚 程	20.0 MPa [gage]
本体材料	95°C
	約1,770m
	合金鋼

(5) ほう酸フィルタ

型 式 基 数 流 量	たて置円筒形
最高使用圧力	1
最高使用温度	約17m <sup>3</sup> /h
本体材料	1.4MPa [gage]
	95°C
	ステンレス鋼

(6) 再生熱交換器

型	式	横置3胴U字管式
基	数	1
伝 热 容 量		約 $4.9 \times 10^3$ kW
最高使用圧力		
管 側	20.0	
胴 側	17.16	
最高使用温度		
管 側	343	
胴 側	343	
材 料		
管 側	ステンレス鋼	
胴 側	ステンレス鋼	

(7) 燃料取替用水ピット

型	式	ライニング槽 (取水部掘込み付き)
基	数	1
容 量		約 $2,000\text{m}^3$
最高使用圧力		大気圧
最高使用温度		95°C
ほ う 素 濃 度		3,000ppm以上 (ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料が装荷されるまでのサイクル) 3,200ppm以上 (ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料が装荷されたサイクル以降)
ライニング材料		ステンレス鋼
位 置		原子炉建屋 T. P. 24.8m

(8) 高圧注入ポンプ

型	式	うず巻形
台 数		2
容 量		約 $280\text{m}^3/\text{h}$ (1台当たり)
最高使用圧力		16.7 MPa [gage]
最高使用温度		150°C
揚 程		約950m
本 体 材 料		合金鋼

(9) ほう酸注入タンク

種 基 容 最高使用圧力 最高使用温度 ほう素濃度 材	類 数 量 18.7MPa [gage] 150°C 21,000ppm以上 料	たて置き円筒形 約6.0m <sup>3</sup> 炭素鋼（ステンレス鋼内張り）
-----------------------------------------------	------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------

2.1.2.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針

2.1.2.2.3.1 設置許可規則第43条第1項への適合方針

(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するするために必要な機能を有効に発揮するものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

ほう酸タンク、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ、ほう酸フィルタ、再生熱交換器、燃料取替用水ピット、高圧注入ポンプ及びほう酸注入タンクは、原子炉建屋及び原子炉補助建屋に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉建屋及び原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.1-6表に示す設計とする。

ほう酸ポンプ、充てんポンプ及び高圧注入ポンプは、想定される重大事故等時において、中央制御室から操作が可能な設計とする。

第2.1-6表 想定する環境条件及び荷重条件

設備区分	設備名
温度・圧力・湿度・放射線	各設備の設置場所（原子炉建屋及び原子炉補助建屋）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	原子炉建屋及び原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。
海水を注水する系統への影響	海水を通水しない。
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。
風（台風）・積雪	原子炉建屋及び原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

（2）操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）

（i）要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。

（ii）適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

充てんポンプを使用したほう酸水注入は、第2.1-7表に示す通り充てんポンプの起動を確認し、ほう酸タンク水を緊急ほう酸注入ラインを経由して注入する系統構成を行うことで、原子炉にほう酸水を注入する。また、ほう酸濃縮ラインが使用できない場合には、燃料取替用水ピット水を水源とした系統構成を行うことで、燃料取替用水ピットのほう酸水を原子炉へ注入する。

高圧注入ポンプを使用したほう酸水注入は、第2.1-8表に示す通り燃料取替用水ピット水をほう酸注入タンクを経由して注入する系統構成を行い、高圧注入ポンプを起動することで、燃料取替用水ピットのほう酸水を原子炉へ注入する。

ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ及び高圧注入ポンプは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。

中央制御室の制御盤の操作器は、操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し、また、十分な操作空間を確保することで、確実に操作可能な設計とする。

第2.1-7表 操作対象機器（充てんポンプを用いたほう酸注入）

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
A－充てんポンプ	起動確認	原子炉建屋 10.3m	中央制御室	操作器操作	うち 1 台使用 交流電源
B－充てんポンプ	起動確認	原子炉建屋 10.3m	中央制御室	操作器操作	
C－充てんポンプ	起動確認	原子炉建屋 10.3m	中央制御室	操作器操作	
ほう酸注入タンク循環ライン入口止め弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 17.8m	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
A－ほう酸タンク循環ライン流量調節弁	全閉→調整開	原子炉補助建屋 17.8m 中間	中央制御室	操作器操作	A 系使用時 制御用空気
B－ほう酸タンク循環ライン流量調節弁	全閉→調整開	原子炉補助建屋 17.8m 中間	中央制御室	操作器操作	B 系使用時 制御用空気
A－ほう酸ポンプ	停止→起動	原子炉補助建屋 17.8m	中央制御室	操作器操作	うち 1 台使用 交流電源
B－ほう酸ポンプ	停止→起動	原子炉補助建屋 17.8m	中央制御室	操作器操作	
緊急ほう酸注入弁	全閉→全開	原子炉補助建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	交流電源
充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側入口弁 A	全閉→全開	原子炉補助建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	交流電源
充てんポンプ入口燃料取替用水ピット側入口弁 B	全閉→全開	原子炉補助建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	交流電源
体積制御タンク出口第 1 止め弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	交流電源
体積制御タンク出口第 2 止め弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	交流電源
1 次系純水補給ライン流量制御弁	全閉確認	原子炉補助建屋 10.3m 中間	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
A－1 次系補給水ポンプ	起動→停止	原子炉建屋 10.3m	中央制御室	操作器操作	うち 1 台使用 交流電源
B－1 次系補給水ポンプ	起動→停止	原子炉建屋 10.3m	中央制御室	操作器操作	

第2.1-8表 操作対象機器（高圧注入ポンプを用いたほう酸注入）

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
ほう酸注入タンク循環ライン入口止め弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 17.8m	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
ほう酸注入タンク循環ライン出口第1止め弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 17.8m	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
ほう酸注入タンク循環ライン出口第2止め弁	全開→全閉	原子炉補助建屋 17.8m	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
A－高圧注入ポンプ	停止→起動	原子炉補助建屋 -1.7m	中央制御室	操作器操作	うち1台使用 交流電源
B－高圧注入ポンプ	停止→起動	原子炉補助建屋 -1.7m	中央制御室	操作器操作	
ほう酸注入タンク出口C／V外側隔離弁A	全閉→全開	原子炉建屋 17.8m 中間	中央制御室	操作器操作	交流電源
ほう酸注入タンク出口C／V外側隔離弁B	全閉→全開	原子炉建屋 17.8m 中間	中央制御室	操作器操作	交流電源
ほう酸注入タンク入口弁A	全閉→全開	原子炉補助建屋 17.8m	中央制御室	操作器操作	交流電源
ほう酸注入タンク入口弁B	全閉→全開	原子炉補助建屋 17.8m	中央制御室	操作器操作	交流電源

### （3）試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）

#### （i）要求事項

健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。

#### （ii）適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

ほう酸水注入に使用する系統（ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、ほう酸タンク、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸フィルタ、再生熱交換器、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピット）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。

ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ及び高圧注入ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に分解が可能な設計とする。

燃料取替用水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なようにアクセスドアを設ける設計とする。

ほう酸タンク、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中にはほう素濃度及び有効水量が確認できる設計とする。

ほう酸タンク及びほう酸注入タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認が可能なように、マンホールを設ける設計とする。

ほう酸フィルタは、発電用原子炉の運転中又は停止中に差圧確認が可能な系統設計とする。また、内部の確認が可能なように、フランジを設ける設計とする。

再生熱交換器は、応力腐食割れ対策、伝熱管の摩耗対策により健全性が確保でき、開放が不要な設計であることから、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観の確認が可能な設計とする。

ほう酸水注入に必要な操作対象機器（第2.1-7表及び第2.1-8表）のうち電動弁及び空気作動弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に開閉動作の確認ができる設計とする。

第2.1-9表にほう酸水注入の試験及び検査を示す。

第2.1-9表 ほう酸水注入の試験及び検査

発電用原子炉の状態	項目	内容
運転中又は停止中	機能・性能試験	運転性能、漏えいの確認 ほう素濃度、有効水量の確認
	分解点検	機器を分解し、各部の状態を目視等で確認
	開放点検	機器を開放し、各部の状態を目視等で確認
	外観点検	機器外観の確認
	開閉試験	弁開閉動作の確認

(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあっては、通常時に使用する系統から速やかに切替えられる機能を備えるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

ほう酸注入に使用する系統（ほう酸タンク、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ、ほう酸フィルタ、再生熱交換器、燃料取替用水ピット、高圧注入ポンプ及びほう酸注入タンク）は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することから、切替えることなく使用可能な設計とする。

(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）

(i) 要求事項

工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

ほう酸水注入に使用するほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、ほう酸タンク、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸フィルタ、再生熱交換器、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれがない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

ほう酸水注入に使用するほう酸タンク、ほう酸フィルタ、再生熱交換器、燃料取替用水ピット及びほう酸注入タンクは、設備の操作の必要が無いため、設計場所に係る設計上の配慮は必要ない。

また、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ及び高圧注入ポンプの操作は、遠隔操作で行うことから、中央制御室遮蔽区域内である中央制御室から操作可能な設計とする。

2.1.2.3.2 設置許可規則第43条第2項への適合方針

(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等の収束に必要な容量を有すること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。

原子炉トリップに失敗した場合における原子炉を未臨界状態へ移行するためにはほう酸水を炉心注入する設備として使用するほう酸タンク、ほ

う酸ポンプ、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットは、設計基準事故時のほう酸水を1次系に注水する機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の注入流量、タンク容量及びピット容量が、原子炉トリップ失敗の場合に原子炉を未臨界状態とするために必要な注入流量、タンク容量及びピット容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）

(i) 要求事項

二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共にすることによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

ほう酸水注入に使用する重大事故等対処設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。

(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）

(i) 要求事項

常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

ほう酸ポンプ、ほう酸タンク、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットを使用したほう酸水注入は、制御棒クラスタ、原子炉トリップ遮断器及び原子炉安全保護盤を使用した原子炉出力抑制に対して多様性を持つ設計とする。ほう酸タンク、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸注入弁、充てんポンプ、高圧注入ポンプ、ほう酸注入タンク及び燃料取替用水ピットは、原子炉建屋内の原子炉トリップ遮断器、原子炉補助建屋内の原子炉安全保護盤及び原子炉格納容器内の制御棒クラスタと異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。（第2.1-10表）

第2.1-10表 ほう酸水注入の多様性、位置的分散

項目	設計基準事故対処設備			重大事故等対処設備		
	原子炉出力抑制			ほう酸水注入		
機器	制御棒 クラスタ	原子炉トリップ遮断器	原子炉安全保護盤	ほう酸ポンプ	充てんポンプ	高圧注入ポンプ
	原子炉格納容器 24.8m	原子炉建屋 T.P. 17.8m	原子炉補助建屋 T.P. 17.8m	原子炉 建屋 T.P. 17.8m	原子炉 補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉 補助建屋 T.P. -1.7m
水源	不要			ほう酸タンク ／燃料取替用水ピット		
	—			原子炉建屋T.P. 17.8m ／原子炉建屋T.P. 24.8m		
駆動電源			ディーゼル発電機	ディーゼル発電機		
			ディーゼル発電機 建屋 T.P. 10.3m	ディーゼル発電機建屋 T.P. 10.3m		
駆動用空気	不要			不要		
潤滑油	不要			不要 (内包油)		
冷却方式	不要			水冷		

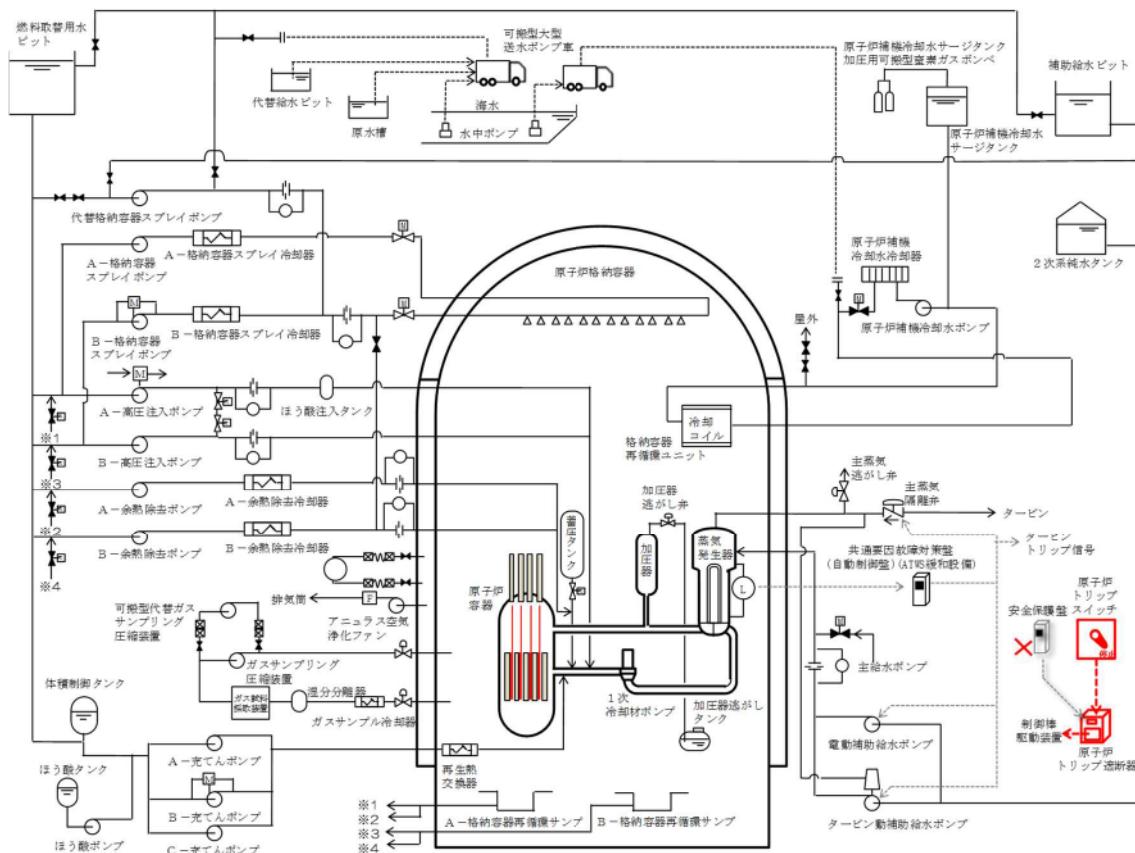
## 2.1.3 技術的能力審査基準への適合のための設備

### 2.1.3.1 手動による原子炉緊急停止

#### 2.1.3.1.1 設備概要

A T W S が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合、中央制御室から手動にて原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）操作により、原子炉を緊急停止する。

説明図を第 2.1-6 図に、重大事故等対処設備一覧を第 2.1-11 表に示す。



第 2.1-6 図 手動による原子炉緊急停止

第2.1-11表 手動による原子炉緊急停止に関する重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	原子炉トリップスイッチ【常設】 制御棒クラスタ【常設】 原子炉トリップ遮断器【常設】
付属設備	—
水源	—
流路	—
注水先	—
電源設備 <sup>*1</sup>	—
計装設備 <sup>*2</sup>	出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束

\*1：電源設備については「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。

\*2：計装設備については「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。

#### 2.1.3.1.2 主要設備の仕様

##### (1) 原子炉トリップスイッチ

個 数 2

##### (2) 制御棒クラスタ

クラスタの本数	48
クラスタ当たり制御 棒本数	24
制御棒有効長さ	約3.6m
吸収材直径	約8.7mm
中性子吸収材	銀・インジウム・カドミウム (80%, 15%, 5%) 合 金
被覆管厚さ	約0.5mm
被覆管材料	ステンレス鋼

### (3) 原子炉トリップ遮断器

型 式	低圧気中しや断器
台 数	8
定格使用電圧	460V
定 格 電 流	1600A

#### 2.1.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針

重大事故等時に使用する原子炉トリップスイッチを使用した手動による原子炉緊急停止は、原子炉安全保護盤からの信号による原子炉トリップに対して、手動操作により原子炉トリップできることで、多様性を持つ設計とする。

重大事故等時に使用する手動による原子炉緊急停止に使用する原子炉トリップスイッチは、独立して信号を発信することができる設計とする。また、原子炉トリップスイッチ、原子炉トリップ遮断器及び制御棒クラスタは、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

重大事故等時に使用する原子炉トリップスイッチを使用した手動による原子炉緊急停止は、容量の要求事項を求められる重大事故等対処設備は無い。

重大事故等時に使用する原子炉トリップスイッチは、重大事故等時における中央制御室内の環境条件を考慮した設計とする。操作は中央制御室で可能な設計とする。

重大事故等時に使用する制御棒クラスタは、重大事故等時における原子炉格納容器内の環境条件を考慮した設計とする。

原子炉トリップ遮断器は、重大事故等時における原子炉建屋内の環境条件を考慮した設計とする。

重大事故等時に使用する原子炉トリップスイッチを使用した手動による原子炉緊急停止は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋に設置する設備であることから、想定される重大事故等時における原子炉建屋及び原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.1-12表に示す設計とする。

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

第2.1-12表 想定する環境条件及び荷重条件

設備区分	設備名
温度・圧力・湿度・放射線	各設備の設置場所（原子炉格納容器及び原子炉建屋）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	原子炉格納容器及び原子炉建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。
海水を注水する系統への影響	海水を通水しない
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。
風（台風）・積雪	原子炉格納容器及び原子炉建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

重大事故等時に使用する原子炉トリップスイッチ、原子炉トリップ遮断器及び制御棒クラスタを使用した手動による原子炉緊急停止を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。原子炉トリップスイッチは、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。

手動による原子炉緊急停止に使用する原子炉トリップスイッチは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認が可能なように、手動操作による原子炉トリップ遮断器の動作確認ができる設計とする。

手動による原子炉緊急停止に使用する制御棒クラスタは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認が可能なように、動作確認ができる設計とする。

手動による原子炉緊急停止に使用する原子炉トリップ遮断器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、機能・性能の確認が可能なように、試験装置を接続し動作の確認ができる設計とする。

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す

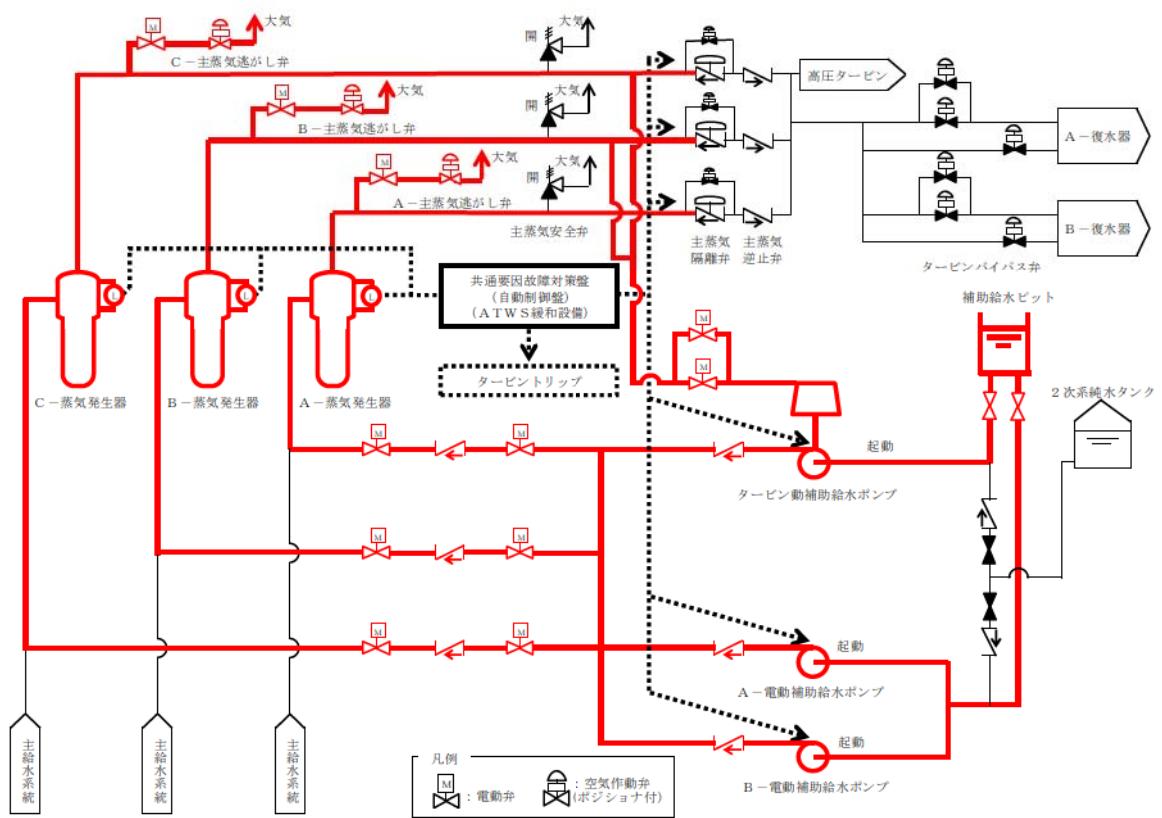
## 2.1.3.2 原子炉出力抑制（手動）

### 2.1.3.2.1 設備概要

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）の自動作動信号が発信するものの、原子炉を未臨界に移行するために必要な機器等が自動作動しなかった場合、中央制御室から手動操作によりタービン手動トリップ、主蒸気隔離弁の閉操作及び補助給水ポンプの起動を行うことで原子炉出力を抑制するとともに、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性を維持する手順を整備する。

共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS 緩和設備）が自動作動しない場合で、かつ中央制御室から原子炉トリップスイッチ（中央制御盤手動操作）による原子炉緊急停止ができない場合、中央制御室からの手動操作によりタービン手動トリップ操作、主蒸気隔離弁の閉操作及び補助給水ポンプの起動を行うことで、1次冷却材温度が上昇していることを確認するとともに減速材温度係数の負の反応度帰還効果により、原子炉出力が低下していることを確認する。また、加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁の作動により1次冷却材圧力が所定の圧力以上に上昇していないことを確認するとともに、格納容器内の圧力及び温度の上昇がないこと、又は格納容器内の圧力及び温度の上昇がわずかであること、並びに補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により1次冷却材温度が所定の温度以上に上昇していないことにより、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び格納容器の健全性が維持されていることを確認する。

説明図を第 2.1-7 図に、重大事故等対処設備一覧を第 2.1-13 表に示す。



第 2.1-7 図 原子炉出力抑制（手動）

第2.1-13表 原子炉出力抑制（手動）に関する重大事故等対処設備一覧

設備区分	設備名
主要設備	主蒸気隔離弁【常設】 電動補助給水ポンプ【常設】 タービン動補助給水ポンプ【常設】 主蒸気逃がし弁【常設】 主蒸気安全弁【常設】 加圧器逃がし弁【常設】 加圧器安全弁【常設】 蒸気発生器【常設】
付属設備	—
水源	補助給水ピット【常設】
流路	主蒸気管【常設】 1次冷却材ポンプ 原子炉容器【常設】 加圧器【常設】 1次冷却材管【常設】 加圧器サージ管【常設】
注水先	—
電源設備 <sup>*1</sup>	ディーゼル発電機【常設】
計装設備 <sup>*2</sup>	出力領域中性子束 中間領域中性子束 中性子源領域中性子束 主蒸気ライン圧力 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 1次冷却材温度（広域－高温側） 1次冷却材温度（広域－低温側） 1次冷却材圧力（広域） 格納容器内温度 原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（AM用）

\*1：電源設備については「2.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。

\*2：計装設備については「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。

### 2.1.3.2.2 主要設備の仕様

#### (1) 主蒸気隔離弁

型 式	スwingディスク式
個 数	3
最高使用圧力	7.48MPa [gage]
最高使用温度	291°C
材 料	炭素鋼

#### (2) 電動補助給水ポンプ

型 式	うず巻形
台 数	2
容 量	約90m <sup>3</sup> /h (1台当たり)
揚 程	約900m
本 体 材 料	ステンレス鋼

#### (3) タービン動補助給水ポンプ

型 式	うず巻形
台 数	1
容 量	約115m <sup>3</sup> /h
揚 程	約900m
本 体 材 料	ステンレス鋼

#### (4) 補助給水ピット

型 式	ライニング槽 (取水部掘込み付き)
基 数	1
容 量	約660m <sup>3</sup>
最高使用圧力	大気圧
最高使用温度	65°C
ライニング材料	ステンレス鋼
位 置	原子炉建屋 T.P. 24.8m

(5) 主蒸気逃がし弁		
型 個	式 数	空気作動式
口 容	径 量	3
最高使用圧力		6 B
最高使用温度		約180t/h (1個当たり) 7.48MPa [gage]
本体材料		約8.0MPa [gage] (重大事故等時における使用時の値) 291°C 約348°C (重大事故等時における使用時の値)
(6) 主蒸気安全弁		炭素鋼
型 個	式 数	ばね式
口 容	径 量	15
最高使用圧力		6 B
最高使用温度		約360t/h (1個当たり) 7.48MPa [gage]
本体材料		291°C 炭素鋼
(7) 加圧器逃がし弁		
型 個	式 数	空気作動式
最高使用圧力		2
最高使用温度		17.16MPa [gage]
吹出容量		約18.6MPa [gage] (重大事故等時における使用時の値) 360°C
材 料		約95t/h (1個当たり) ステンレス鋼
(8) 加圧器安全弁		
型 個	式 数	ばね式 (平衡型)
最高使用圧力		3
最高使用温度		17.16MPa [gage]
吹出容量		360°C
材 料		約160t/h (1個当たり) ステンレス鋼

(9) 蒸気発生器	型 式	たて置U字管式熱交換器型（流量制限器内蔵）
基 数		3
胴側最高使用圧力		7.48MPa [gage] 約8.0MPa [gage]（重大事故等時における使用時の値）
胴側最高使用温度		291°C 約348°C（重大事故等時における使用時の値）
管側最高使用圧力		17.16MPa [gage] 約18.6MPa [gage]（重大事故等時における使用時の値）
管側最高使用温度		343°C 約360°C（重大事故等時における使用時の値）
1次冷却材流量		約15.1×10 <sup>6</sup> kg/h（1基当たり）
主蒸気運転圧力 (定格出力時)		約5.75 MPa [gage]
主蒸気運転温度 (定格出力時)		約274°C
蒸 気 発 生 量 (定格出力時)		約1700 t/h（1基当たり）
出口蒸気湿分		0.25 %以下
伝 热 面 積		約5,100m <sup>2</sup> （1基当たり）
伝 热 管		
本 数		3,386本（1基当たり）
内 径		約20 mm
厚 さ		約1.3 mm
胴部外径		
上 部		約4.5 m
下 部		約3.5 m
全 高		約21 m
材 料		
本 体		低合金鋼
伝 热 管		ニッケル・クロム・鉄合金
管板肉盛り		ニッケル・クロム・鉄合金
水室肉盛り		ステンレス鋼

(10) 主蒸気管

管 内 径	約700 mm
管 厚	約33 mm
最高使用圧力	7.48MPa [gage] 約8.0MPa [gage] (重大事故等時における使用時の値)
最高使用温度	291°C 約348°C (重大事故等時における使用時の値)
材 料	炭素鋼

2.1.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針

重大事故等時に使用する主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、主蒸気管及び蒸気発生器を使用した原子炉出力抑制（手動）は、原子炉補助建屋内の原子炉安全保護盤と異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。

重大事故等時に使用する原子炉出力抑制（手動）に使用する主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、蒸気発生器及び主蒸気管は、設計基準対処施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。

基本方針については、「1.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。

主蒸気隔離弁の閉止に伴う1次冷却系統の過圧のピークを抑えるために使用する加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁は、設計基準事故対処設備の1次冷却系統の過圧防止機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の放出流量が、主蒸気隔離弁の閉止による1次冷却系統の過圧防止に必要な放出流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。また、その後の1次冷却系統を安定させるために使用する電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁及び蒸気発生器は、設計基準事故対処設備の蒸気発生器2次側による冷却機能と兼用しており、設計基準事故時に使用する場合の補助給水流量及び蒸気流量が、主蒸気隔離弁の閉止による1次冷却系統の過圧防止に必要な補助給水流量及び蒸気流量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。

基本方針については、「1.3.2 容量等」に示す。

重大事故等時に使用する主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、蒸気発生器及び主蒸気管は、原子炉格納容器、原子炉建屋及び原子炉補助建屋に設置することから、想定される重

大事故等時における原子炉格納容器、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、その機能を有効に発揮することができるよう、第2.1-14表に示す設計とする。

基本方針については、「1.3.3 環境条件等」に示す。

第2.1-14表 想定する環境条件及び荷重条件

設備区分	設備名
温度・圧力・湿度・放射線	各設備の設置場所（原子炉格納容器、原子炉建屋及び原子炉補助建屋）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件下に耐えられる性能を確認した機器を使用する。
屋外の天候による影響	原子炉格納容器、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。
海水を注水する系統への影響	海水を通水しない
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。
風（台風）・積雪	原子炉格納容器、原子炉建屋及び原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪の影響は受けない。
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。

重大事故等時に使用する主蒸気隔離弁、補助給水ピット、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、主蒸気管及び蒸気発生器を使用した原子炉出力抑制（手動）を行う系統は、重大事故等が発生した場合でも、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。

重大事故等時に使用する主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、加圧器逃がし弁及び主蒸気逃がし弁は、中央制御室の制御盤での操作が可能な設計とする。

原子炉出力抑制に使用する系統（主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、加圧器逃がし弁、加圧器安全弁、蒸気発生器及び主蒸気管）は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、他系統と独立した試験系統により機能・性能の確認及び漏えいの確認が可能な系統設計とする。

主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁、主蒸気安全弁、加圧器逃がし弁及び加圧器安全弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、分解が可能な設計とする。

補助給水ピットは、発電用原子炉の運転中又は停止中に、内部の確認が可能ないようにアクセスドアを設ける設計とする。

蒸気発生器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に、内部の確認が可能な

ように、マンホールを設ける設計とする。並びに、伝熱管の非破壊検査が可能なよう、試験装置を設置できる設計とする。

また、系統で使用する電動弁及び空気作動弁は、発電用原子炉の運転中又は停止中に開閉動作の確認ができる設計とする。

基本方針については、「1.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。